

平成27年第2回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
6.	5	金	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 		
	6	土	休 会			
	7	日	休 会			
	8	月	休 会			
	9	火	休 会			
	10	水	本会議（2日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（3人） 		
	11	木	本会議（3日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・総括質疑 常任委員会		
	12	金	常任委員会			
	13	土	休 会			
	14	日	休 会			
	15	月	休 会			
	16	火	休 会			
	17	水	休 会			
	18	木	休 会			
	19	金	休 会			
	20	土	休 会			
	21	日	休 会			
	22	月	休 会			
	23	火	休 会			
	24	水	常任委員会、議会運営委員会		議会全員協議会	
	25	木	休 会			
	26	金	本会議（最終日）	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員長報告 ・議案審議 ・継続審査、調査 ・閉会 		

平成27年第2回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成27年 6月 5日

閉会 平成27年 6月26日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案45	専決処分の承認を求めることについて (専決第1号) (平成26年度さつま町一般会計補正予算(第10号))	27.06.05	27.06.05	承認	—
46	専決処分の承認を求めることについて (専決第2号) (さつま町税条例等の一部改正について)	〃	〃	承認	—
47	専決処分の承認を求めることについて (専決第3号) (さつま町国民健康保険税条例の一部改正について)	〃	〃	承認	—
48	専決処分の承認を求めることについて (専決第4号) (さつま町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について)	〃	〃	承認	—
49	さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について	〃	27.06.26	原案可決	文教経済
50	さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
51	平成27年度さつま町一般会計補正予算(第1号)	〃	〃	原案可決	2 常任委
52	平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	原案可決	総務厚生
53	さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について	〃	〃	原案可決	—
54	紫尾分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	〃	27.06.05	可決	—
55	さつま町固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について	〃	〃	承認	—
報告3	平成26年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	〃	報告済	—
発委2	さつま町議会会議規則の一部改正について	27.06.26	27.06.26	原案可決	—
報告4	平成26年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	27.06.05	〃	報告済	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
報告5	平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について	27.06.05	27.06.26	報告済	—
報告6	平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について	〃	〃	報告済	—
議員派遣の件		27.06.26	〃	決定	
閉会中の継続審査・調査について		〃	〃	決定	

平成27年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○6月5日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（平成26年度 さつま町一般会計補正予算（第10号））	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町税条 例等の一部改正について）	9
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（さつま町国民 健康保険税条例の一部改正について）	9
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（さつま町介護 保険条例の一部を改正する条例の一部改正について）	9
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第49号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一 部改正について	11
（提案理由説明）	
議案第50号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について	11
（提案理由説明）	
議案第51号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	11
（提案理由説明）	
議案第52号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	11
（提案理由説明）	
議案第53号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について	13
（提案理由説明）	
議案第54号 紫尾分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	13
（提案理由説明・質疑・討論・採決）	

議案第 5 5 号 さつま町固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について ……………	1 4
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 3 号 平成 2 6 年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について ……………	1 5
(内容説明)	
報告第 4 号 平成 2 6 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について ……………	1 6
(内容説明)	
報告第 5 号 平成 2 7 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予 算(第 1 号)について ……………	1 6
(内容説明)	
報告第 6 号 平成 2 7 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予 算(第 2 号)について ……………	1 6
(内容説明)	
散 会 ……………	1 6
○6月10日(第2日)	
一般質問表 ……………	1 7
会議を開催した年月日及び場所 ……………	1 8
出欠席議員氏名 ……………	1 8
出席事務局職員 ……………	1 8
出席説明員氏名 ……………	1 8
本日の会議に付した事件 ……………	1 9
開 議 ……………	2 0
一 般 質 問 ……………	2 0
岸良 光廣議員 ……………	2 0
行政改革について	
川口 憲男議員 ……………	3 0
地方創生の取り組みについて	
米丸 文武議員 ……………	3 7
町営住宅の管理運営について	
散 会 ……………	4 7
○6月11日(第3日)	
会議を開催した年月日及び場所 ……………	4 9
出欠席議員氏名 ……………	4 9
出席事務局職員 ……………	4 9
出席説明員氏名 ……………	4 9
本日の会議に付した事件 ……………	5 0
議案付託表 ……………	5 1
開 議 ……………	5 2
議案第 4 9 号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一 部改正について ……………	5 2
(総括質疑・委員会付託)	

議案第 5 0 号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	5 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 1 号 平成 2 7 年度さつま町一般会計補正予算 (第 1 号)	5 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 2 号 平成 2 7 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	5 3
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	6 1
○ 6 月 2 6 日 (第 4 日)	
会議を開催した年月日及び場所	6 3
出欠席議員氏名	6 3
出席事務局職員	6 3
出席説明員氏名	6 3
本日の会議に付した事件	6 4
開 議	6 5
議案第 4 9 号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 0 号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 1 号 平成 2 7 年度さつま町一般会計補正予算 (第 1 号)	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 2 号 平成 2 7 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 3 号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について	7 0
(質疑・討論・採決)	
発委第 2 号 さつま町議会会議規則の一部改正について	7 1
(趣旨説明・質疑・討論・採決)	
報告第 4 号 平成 2 6 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	7 1
(内容説明)	
報告第 5 号 平成 2 7 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第 1 号) について	7 1
(内容説明)	
報告第 6 号 平成 2 7 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第 2 号) について	7 1
議員派遣の件	7 2
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について	7 2
(決定)	
閉 会	7 2

平成27年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

平成27年6月5日

平成27年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成27年6月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	平八重 光輝 議員	3番	宮之脇 尚美 議員
4番	桑園 憲一 議員	5番	森山 大 議員
6番	東 哲雄 議員	7番	岩元 涼一 議員
8番	新改 幸一 議員	9番	木下 賢治 議員
10番	川口 憲男 議員	11番	米丸 文武 議員
12番	新改 秀作 議員	13番	岸良 光廣 議員
14番	上久保 澄雄 議員	15番	柏木 幸平 議員
16番	舟倉 武則 議員		

欠席議員(1名)

2番 木下 敬子 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	税 務 課 長	丸田 忠 君
福 祉 課 長	鍛冶屋 勇二 君	介護保険課長	中村 慎一 君
健康増進課長	四位 良和 君	担い手育成支援室長	村山 茂樹 君
耕地林業課長	杉水流 博 君	企業誘致対策室長	羽有 郁夫 君
建 設 課 長	三浦 広幸 君	消 防 長	若松 良尚 君
教育総務課長	角 茂樹 君	社会教育課長	中窪 啓二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号）（平成 26 年度さつま町一般会計補正予算（第 10 号））
- 第 6 議案第 46 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号）（さつま町税条例等の一部改正について）
- 第 7 議案第 47 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号）（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 第 8 議案第 48 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号）（さつま町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について）
- 第 9 議案第 49 号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
- 第 10 議案第 50 号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 11 議案第 51 号 平成 27 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 12 議案第 52 号 平成 27 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 13 議案第 53 号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 14 議案第 54 号 紫尾分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第 15 議案第 55 号 さつま町固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について
- 第 16 報告第 3 号 平成 26 年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 17 報告第 4 号 平成 26 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 18 報告第 5 号 平成 27 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 19 報告第 6 号 平成 27 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 2 号）について

△開 会 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成27年第2回さつま町議会定例会を開会します。

2番、木下敬子議員から本日の会議に欠席する旨、また教育委員会委員長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番、上久保澄雄議員及び15番、柏木幸平議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月26日までの22日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について報告いたします。

さつま町議会委員会条例に基づき設置されている各常任委員会の委員の任期が、本年4月30日をもって満了したことに伴い、お手元に配付いたしました名簿のとおり、さつま町議会委員会条例第7条第4項ただし書きの規定により、5月1日に委員を指名し、同日同条例第9条第1項の規定により常任委員会を招集し、総務厚生常任委員長に岩元涼一議員、総務厚生常任副委員長に新改幸一議員、文教経済常任委員長に森山大議員、文教経済常任副委員長に上久保澄雄議員が選任された旨の報告がありましたのでお知らせします。

同じく、委員の任期が本年4月30日をもって満了した議会運営委員会につきましても、お手元に配付しました名簿のとおり、さつま町議会委員会条例第7条第4項ただし書きの規定により、5月1日に委員を指名し、同日同条例第9条第1項の規定により議会運営委員会を招集し、議会運営委員長に川口憲男議員、議会運営副委員長に森山大議員が選任された旨の報告がありましたのでお知らせします。

また、議会広報特別委員会の木下敬子議員、木下賢治議員、新改秀作議員及び米丸文武議員か

ら4月30日をもって辞任の届け出があり、さつま町議会委員会条例第12条第2項ただし書きの規定により、これを許可いたしました。後任の委員には、岩元涼一議員、森山大議員、東哲雄議員及び木下敬子議員をお手元に配付しました名簿のとおり、同条例第7条第4項ただし書きの規定により指名し、5月1日に同条例第9条第1項の規定により議会広報特別委員会を招集し、議会広報特別委員長に木下敬子議員、議会広報特別副委員長に東哲雄議員が選任された旨の報告がありましたのでお知らせします。

次に、監査委員から例月出納検査並びに平成26年度定期監査及び工事監査結果報告等がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますが、この中で、4月14日の第1回町の総合教育会議に関する事項、4月26日から5月8日までの日展鹿児島会さつま展、並びに5月7日の知事と地域リーダーと語る会について、補足して御報告いたします。

まず、4月14日に開催いたしました第1回町総合教育会議についてであります。教育委員会制度が見直され、町長と教育委員会が連携して教育行政を推進していくため、さつま町総合教育会議を本年4月1日に設置をいたしまして、本年第1回目の会議を県内の先陣を切って開催をいたしたところであります。

会議におきましては、私と5名の教育委員との間で、新たに策定が求められます教育に関する大綱に関しまして、本年3月に策定されました教育振興基本計画後期計画について改めて内容の説明を受けまして、教育目標や今後5年間に取り組む総合的な政策につきまして意見交換を行いました。本計画を本町における教育の大綱とすると決定をいたしたところでございます。

今後、総合教育会議におきましては、子供の健全な成長を主眼に置きまして、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しながら、学力向上、いじめ防止など、よりよい学校教育環境の整備について、教育委員の皆さんと幅広く協議、調整してまいりたいと考えております。その一環としまして、教育現場を把握する必要から、5月15日と6月2日には教育委員と学校訪問を行い、校長先生から経営方針等をお聞かせいただきまして意見交換を行ったところであります。

次に、4月26日から5月8日まで開催をされました日展鹿児島会さつま展についてであります。

さつま町10周年記念式典事業の一環としまして、宮之城ひまわり館で13日間開催をされました。鹿児島在住の日展の会員64名の方々から、123点の作品を展示をいただいたところでございます。洋画が12点、彫刻が36点、工芸美術が16点、書が59点でございました。

期間中2,596人の方々に御来場をいただきまして、特に小学校、中学校の児童生徒の皆さん方については、作品をスケッチをしたり、感想文を書いていただいたりと、児童生徒の感性豊かな観察力の向上にも寄与する機会になったと考えているところでございます。

日展鹿児島会の厚東会長からも、大きな会場もよいけれども、小さな会場では別な意味で作品

が引き立つ。また、多くの方に我々の作品を観覧いただき、喜びにたえない。特に、小中学生の観覧を希望していたので、たくさん来ていただき、とても満足をしている。また機会があれば、ぜひさつま町で開催したいとお言葉もいただいたところでございます。

なお、11月には国民文化祭も開催されるところでございます。職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、議員各位のなお一層の御助言、御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、5月7日に開催をされました、知事と地域リーダーと語る会についてであります。

この会は、知事が地域リーダーと膝を交えながら、各地域が抱えている課題等についての意見交換を行い、それぞれの市町村の実態を把握して、県政に反映をさせるということを目的で実施をされるものでございます。本町では、以前は、平成19年以来の開催ということになったところでございます。

開催に先立ちまして、町内のガラス工芸館、薩摩農産物加工センター、新生団地の果樹の関係、それから日本特殊陶業鹿児島宮之城工場、川内川の激特事業の5カ所の現地視察も行っていただきました。

その後に、地域のリーダー20名の方々に御参加をいただきまして、意見交換会を行ったところであります。県政について知事から報告があったあと、地域リーダーを代表いたしまして、畜産部門では一貫経営の現状と生産農家の高齢化による生産者の減少について。製造業部門におきましては、本格焼酎の現状と地元農産物を積極的に利用し、安全面、健康面から国外も視野に入れた取り組みについて。商工部門におきましては、商工業者の現状と町の活性化について。環境部門におきましては、鶴田ダム湖の水質浄化等の取り組みについて、それぞれ意見交換がなされました。

また、全体による意見交換におきましては、蛍の関係、竹、あるいは川内川、温泉等の地域資源をもっと有効に活用した着地型の観光地づくりや畜産における防疫対策、新卒者の地元雇用など、活発な意見が出されたところでございます。

こういったこと等につきましては、貴重な御意見としまして、町政におきましても反映できるように、県や関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上で、町長報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第45号 専決処分の承認を求めること
について（専決第1号）（平成26年度さつま町一般会
計補正予算（第10号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第5「議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第45号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、平成26年度さつま町一般会計補正予算（第10号）について緊急を要したため、地

方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものでございます。同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めたものであります。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

議案第45号、専決第1号について説明をさせていただきます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○桑園 憲一議員

議会の全協で、説明を受けたわけですが、この4,675万7,000円、金額にして相当な額なんですが、なぜこのような事態が発生したのか。そこあたりについて担当課を交え、また関係課も一緒になりまして、この事案の発生について協議、あるいは検証をされたものか、そこあたりについてお答えいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

この関係につきましては、4月の23日だったですかね、全員協議会のほうに御報告を申し上げて、おわびを申し上げたところでございますが。

これについては、国の地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金、いわゆる消費喚起型の消費支援型事業ということで、この中でさつま町におきましては、とにかく若者の、いわゆる子育ての環境を整備をしていくというようなことでございまして、これについては、特に要望の強い保育料の軽減をしようということで、緊急対策を充てたところでございます。

今回は、新たに多子世帯の、今までは多子世帯のところ、第2子は5割とか、第3子は無料にしておったわけですけども、さらにやっぱり第1子についても、何らかのやっぱりこれからの子育ての環境を整備していくという意味合いから、1割の軽減をしようということで、この対策の交付金を充てたところでございますが。

こういうことで、年度末の関係になった関係で、これは繰り越しを全額いたしたところでありまして、ただ事務処理の関係で、担当課は繰り越しをしたから、補正予算の関係のこの既定の予算を勘違いして、そのまま減額をしてしまったというのが一つは原因になってるかと思っております。

このようなことから、この辺の理解の仕方、繰越金のあり方というものを、もうちょっと検証せんないかなち言うことで、関係課、企画財政課、それから福祉課、とにかく年度末のこういう最終の補正については、全て厳正にチェックをしてくれということで、課長会でも私のほうから強く申し上げて、あるいは企画財政課のほうにも、査定のときは十分気をつけてやってくれということも指示をしておったわけでございますが、なかなかその辺の、繰り越しの制度の理解がうまくできなかったというんですかね。その辺のところがありましたので、深くこのことについては反省をいたしまして、とにかく31日の専決の時点がまだあったから、気づいたから本当よかったんですけども、これが過ぎてしまえば非常に問題だったなあと思っておりますけども。

ただ、30日の段階に気づいて、31日にもう専決をせざるを得なかったということで、非常に事務の処理上、極めてこういうことはあってはならないことでありますけど、専決制度というのがありましたので、こういう制度を活用させていただいたというものでございます。

したがって、今後、財政担当課のほうに指示をしたのは、とにかく全庶務の担当課については、

全てですけれども、もう一回財務研修を徹底してくれということも指示をいたしたところがございます。

○桑園 憲一議員

受け取り方だと思うんですが、私たちのほうから見れば、単純な事務の処理のミスという考え方で理解をしたいと思うんですが。

はっきり言って、3月の25日に最終で、当初議会のときの最終で落としちよって、もう1週間も喉元渴かないうちにまた専決と。こういうやり方ちゅうのは、本当にいいのかなと。

4,600万という金額から考えても、議会にやっぱり臨時会なりして諮るとというのが、本当は一番ベターなやり方じゃないかなと思うんですが。

今回は、普通交付税をもって財源でやっているようですが、国県に対する歳入、これについてはどうなっているのかお伺いします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

国県の歳入につきましては、前回3月の平成26年度の第9号補正予算までのうちに全ての歳入について計上済みでございましたので、今回は国県につきましては補正が必要ないということでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○宮之脇尚美議員

今、桑園議員のほうから指摘があったんですが、町長のほうからもありましたけれども、いわゆる繰越財源について、その財源を歳出で減額をすると。これももう全く基本中の基本でありまして、以前から私は、ちょっと嫌われぎみで申し上げてるんですが、やはり法制事務、財務事務、こういう研修についても大事じゃないでしょうかということでも申し上げたんですが、町長もその必要性は感じていると。

ですから、徹底してやっていきたいというような答弁もあったわけですが、全く初歩的なミスであると。いわゆる、そういう事務の瑕疵といいますか、そういうものに対する町長の見解とこういうものに対する対策といいますか、あるいは責任の所在といいますか、そこら辺を明確にして対応されるべきじゃないかと思うんですが、そこら辺について町長のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

この財務研修については法令研修、法制の関係、それから財務の研修というのも毎年やるようにということで、それもやっておるんですけども、やはり異動によって、やっぱり庶務を初めてするとか、やっぱりそのへんの認識で、やっぱり足らんち言うか、本当そういうところがまだ不足してるなあということで。

やっぱ庶務の担当者だけじゃなくて、やっぱどこに異動になって、どういう財務の処理をしなければならぬ担当になるか判らんわけですので、やっぱり職員全体に、やっぱりこういう研修というのは徹底する必要があるかということで改めて、今までもやっていますけれども、特にやっぱりこれについては、役場中しっかりやっていこうということで、そのあとまたすぐ財務研修をやったところでもありますけども。

とにかくやっぱり意識を喚起をして、こういう初歩的なミスをしないようにち言うことで、特に職員のほうには啓発をいたしております。

私の方も、毎年、年度末のこの補正のときは、最終補正っていうときは、毎回、とにかくあとがないんだから、背水の陣だから、この機会は絶対チェックをしると、課長自ら徹底をしてやれ

ってということで指示をしておりますけども、もしあったら処分をするからね。まあ、そこまで、今回の場合も言っておきましたので、これについては、それぞれ担当課関係のところは、それだけの顛末書を出していただいて、始末書ですかね、そういうのを出していただいて、処分もいたしたところでございます。

○宮之脇尚美議員

もう早速、そこら辺の事務の対応についてもされたということで理解をいたしますが、基本的にやはりこういう事態というのは余り想定をされないうけっていいですか、これまで余り事案として発生してないというような記憶もあるわけですが。

現在、パソコンによって、ほとんどは財務関係システムがありますので処理をされてるかと思うんですけども。やはり関係の法令をやはり勉強する機会というのは、やはり本を見て、ちゃんとしっかりと基礎を身につけると。やはり事務的な処理だけで、なかなか頭の中に入らないわけで、あるいは予算も当然、執行額を含めて予算残額等も財務システムでぱっと出てくるわけですが、その場だけで、あとはもう全く記憶に残らないと。

全体的な運営という意味からも、やはりそこら辺の基礎というのを、もう少しやはり徹底を図っていく必要があるんじゃないかと。じゃないと、やはりこういう専決処理ということが一つの手段にあるわけですが、実際はあってはならないことでありますから、そこら辺について十分今後とも留意していただくように、これ強く要請をしておきたいと思います。

以上です。

○町長（日高 政勝君）

確かに、非常にこういう初歩的なミスが発生したことは、深く私自身も反省をしておりますけれども。やはり、いつも職員朝会とか、例えば4月の1日の新規の職員の採用の時点から、もうきょうから、あんたたちはプロの世界に入ったんだから、そういうつもりできばっくれということで、いつもプロフェッショナルで目指してやってくれと。それやっぱりいつも呼びかけております。そういう気持ちを持ちながら、いつも町民サービス、日本一の行政サービスを高めましょうということで、いつも呼びかけておりますけども、それがじゃあなかなか、それぞれの意識まで届いてないというのは非常に残念であります。

そういうことでとにかく、なれということも怖いし、そしてまた、いろんなこういう基礎的な研修というのは、法令にしましても、あるいは財政のこういう運営にしましても、さらにまた徹底をしてまいりたいと思うところで御指摘をいただきまして、今後はますます反省をしながら対応をしてまいります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

昨年の決算特別委員会で、一昨年の決算について協議されたのは非常に流用が多いという指摘がありまして、たまたま流用の場合は金額が少なくて間に合ったんですけども、今回は減額した額が非常に大きくて、流用もできない金額でこういうことになったんだろうと思いますが。人間の知識ち言うのは、一生懸命覚えても忘れてたり、知識漏れがあつたりして、なかなか仕事上もあってはならないんですが、ミスがあつたりします。

こういう減額をするときに、担当課ではこれが一番いいと思ってされているわけですけども、それをチェックするといいますか、新たに検討する課といいますか、組織といいますか、そういう体制というのはつくってないものか。もしないのであれば、十分検討の余地が高いと思いますが、どのようにお考えかお尋ねします。

○町長（日高 政勝君）

予算の関係でありますから、それぞれの所管のところで、部内で、課内で十分担当の職員、そしてまた係長、課長、そういう段階で十分審議をした上で、財政部局に予算の担当課のほうに上げてヒアリングをして、そしてその上で査定ということで、そしてまた、そういう報告を受けながら、いろいろ検討はいたしているわけではありますが、その辺のチェック体制というのは、当然、役場の組織ですから、それなりの稟議制度を持っておりますので、やっぱり段階ごとにチェックの機能があるんですけども、それが十分働いてなかったということで、今後は改めてその辺のところは、それなりのやっぱりそういう制度をうまく活用できるような、それを発揮できるようなやっぱり、まずは本当その段階段階の意識をいかに持つかということが大事かと思っております。マンネリ化しないように、本当先ほど申し上げましたとおり、常々そういう気持ちが大変かと思っておりますので、改めてその辺は意識を高めてまいりたいというところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」は承認されました。

△日程第6「議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町税条例等の一部改正について）」、日程第7「議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）」、日程第8「議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（さつま町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第6「議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」、日

程第7「議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」及び日程第8「議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」の議案3件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第46号から第48号まで御説明を申し上げます。

まず、「議案第46号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、さつま町税条例等の一部改正について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしたものでございます。

次に、「議案第47号 専決処分の承認を求めることについて」でございます。

これにつきましても、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、さつま町国民健康保険税条例の一部改正について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

最後に、「議案第48号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、さつま町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

以上、議案3件については、いずれも地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○税務課長（丸田 忠君）

「議案第46号 専決処分の承認を求めることについて」で、内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（丸田 忠君）

続きまして、議案第47号、専決処分を行いました国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

議案第48号につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案3件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第46号、議案第47号及び議案第48号の議案3件について一括して討論を行います。ただいまの議案3件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号、議案第47号及び議案第48号の議案3件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案第46号、議案第47号及び議案第48号の議案3件については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」「議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」及び「議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」の議案3件は、いずれも承認されました。

△日程第9「議案第49号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第10「議案第50号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第11「議案第51号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」、日程第12「議案第52号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第9「議案第49号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」から日程第12「議案第52号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」まで、以上の議案4件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

議案第49号から議案第52号まで、4件を一括上程をさせていただきます。

提案の理由を申し上げます。

それでは、議案第49号からでございますが、さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正についてであります。

これは、さつま町薩摩柔剣道場の用途を廃止することに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第50号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第51号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、公園費に要する経費及び農産園芸振興費、林業振興費、情報システム費、保健体育施設費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,264万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億2,564万5,000円とするものであります。

最後に、「議案第52号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、低所得者保険料軽減に伴います財源の組み替え及び償還金に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,028万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,938万7,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○社会教育課長（中窪 啓二君）

「議案第49号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

「議案第50号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ここで暫く休憩します。再開はおおむね10時40分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、議案第51号につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、議案第52号につきまして御説明を申し上げたいと思っております。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま議題となっています各議案に対する総括質疑は、6月11日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第13「議案第53号 さつま町過疎地域自立促進
計画の一部変更について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第13「議案第53号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第53号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」であります。

これは、さつま町過疎地域自立促進計画の一部を変更する必要が生じたため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第53号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま議題となっています議案第53号に対する質疑は、6月26日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第14「議案第54号 紫尾分団消防ポンプ自動車
購入契約の締結について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第14「議案第54号 紫尾分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第54号 紫尾分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」であります。

これは、紫尾分団の消防ポンプ自動車購入契約を締結しようとするものでありまして、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○消防長（若松 良尚君）

「議案第54号 紫尾分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本件は、これを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第54号 紫尾分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」は可決されました。

△日程第15「議案第55号 さつま町固定資産評価審査 委員会の補欠委員の選任について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第15「議案第55号 さつま町固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第55号 さつま町固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について」であります。

これは、さつま町固定資産評価審査委員会委員のうち、楠木園建雄氏の死去に伴い、委員に欠員が生じたことから、地方税法第423条第4項の規定に基づき、平成27年4月1日付で満園清文氏を補欠委員として選任しましたので、同条第5項の規定により議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○税務課長（丸田 忠君）

「議案第55号 さつま町固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第55号 さつま町固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について」は承認されました。

△日程第16「報告第3号 平成26年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第16「報告第3号 平成26年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第3号 平成26年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

これは、地域消費喚起・生活支援型外7事業に係る予算を地方自治法第213条の規定に基づき翌年度へ繰り越したもので、同法施行令第146条の第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

「報告第3号 平成26年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの件に関して、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

別にありませんので、これで報告第3号を終わります。

△日程第17「報告第4号 平成26年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第18「報告第5号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」、日程第19「報告第6号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第17「報告第4号 平成26年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第18「報告第5号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」及び日程第19「報告第6号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」の報告3件について、内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第4号 平成26年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、「報告第5号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）」及び「報告第6号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企業誘致対策室長（羽有 郁夫君）

それではまず、報告第4号から説明させていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○企業誘致対策室長（羽有 郁夫君）

続きまして、報告第5号になります。

〔以下議案説明により省略〕

○企業誘致対策室長（羽有 郁夫君）

続きまして、報告第6号になります。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの報告3件に対する質疑は6月26日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。6月10日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時19分

平成27年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

平成27年6月10日

平成27年第2回定例会一般質問
平成27年6月10日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(13) 岸良 光廣	<p>1 行政改革について</p> <p>(1) 第3次さつま町行政改革大綱と第3次さつま町定員管理計画が策定されたが、この計画を推進するにあたり、専門的に担当する部署を設置されるのか伺う。</p>
2	(10) 川口 憲男	<p>1 地方創生の取り組みについて</p> <p>(1) 人口減対策、活性化策など町がかかえる課題は山積しているが、これに対する取り組みについて伺う。</p> <p>(2) 行政の取り組みは当然であるが、町の将来の重要な政策でもあることから、広く町民、議会と一体となった取り組みが、町全体の活性化に繋がると考える。その取り組みをいかに捉えているのか伺う。</p>
3	(11) 米丸 文武	<p>1 町営住宅の管理運営について</p> <p>(1) 「さつま町公営住宅等長寿命化計画」が策定されているが、維持・管理運営は計画通り進められているのか伺う。</p> <p>(2) 団地別・住棟別活用判定結果で、用途廃止として計画されている町営住宅の現状はどうなっているのか伺う。</p> <p>(3) 用途廃止後における活用はどのように考えているのか伺う。</p>

平成27年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成27年6月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	財産管理課長	小永田 浩 君
税 務 課 長	丸田 忠 君	町民環境課長	三腰 善行 君
福 祉 課 長	鍛冶屋 勇二 君	商工観光課長	羽有 郁夫 君
建 設 課 長	三浦 広幸 君	消 防 長	若松 良尚 君
教育総務課長	角 茂樹 君	学校教育課長	佐々木 好彦 君
社会教育課長	中窪 啓二 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成27年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って発言を許可します。

まず、13番、岸良光廣議員の発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

おはようございます。行政改革について伺います。

今回、第3次さつま町行政改革大綱と第3次さつま町定員管理計画が策定されましたが、この計画を推進するにあたり、専門的に担当する部署を設置されるのか伺います。

なお、時間が限られておりますので、答弁は簡単に、手短にお願いいたします。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。一般質問の1問目でございます。岸良光廣議員から、行政改革の関係につきましてお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

新しく策定をいたしました、第3次さつま町行政改革大綱及び第3次定員管理計画を推進するための専門部署の設置についての御質問であります。

これについては、特に設置する考えはございません。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岸良 光廣議員

専門的な部署はつくらないということなのですが、じゃあ伺いますが、現在の職員数が325名から10年後に305名、20名削減するということが策定されておりますが、当然これはそれを決めるだけの根拠があったと思うんですが、その305名に設定した根拠をお知らせください。

○町長（日高 政勝君）

これまで第1次、第2次の行革の中で、職員の定員管理計画を策定をいたしました。合併当初におきまして、職員の全体数は425名、ことしの4月の1日現在、ちょうど100人減じて325にいたしましたところでございます。課におきまして、5つだったですかね、課も減じております。係も33減じたところでございます。それだけ課長ポスト、あるいはこの係長のポストも減ったということになるかと思えますけれども、職員の全体におきまして、今申し上げましたとおり、100人少なくいたしましたところでありまして、次の10年間の第3次の計画におきましては、やはりこの国の計画という方向もありますし、そういったことをにらみまして、6%減の計画に従って305人と、20名の減ということで計画をいたしましたところでございます。これにつきましては、今後の行財政需要ということもありますけれども、やはり人口が減少傾

向をしているということでもありますので、やはり職員数の維持というのはなかなかこう厳しいのかなと思っております。

したがいまして、やはりこの10年後におきましても、職員数は減らしていくという方向を打ち出したところであります。

○岸良 光廣議員

確かにこの10年間で100名が削減されているんですが、ただ、この今回出されました人員計画の中に職員の年齢構成が出ております。特にこの中で、これは恐らく26年度内のやつだと思うんですが、実際にはことしの3月いっぱい、定年者がおります。その中で、非常にびっくりするのが18歳から30歳まで、この年齢構成が全体の職員数の9.4%ですね。で、実際、18歳から20歳まで、これ2名です。なおかつ、22歳から30歳までを含めても、18歳から30歳まで32名で9.4%ということは、これから10年後、あるいは20年後を考えたときに、行政のトップとして、例えば課長、あるいは係長として行政を引っ張っていかなければならない、そういう年代が非常に極端に少なくなっている。

これは、確かに町長の公約でもありましたし、職員の定数を下げるということは、これはいたしかたなかったのかというのはあるんですが、ただ、余りにも採用が少な過ぎて、この18歳から30歳までの年代の、これは異常な状態であるのではないかなと思うんです。

それで、いろいろ聞いてみますと、10年間で80名の新規職員を採用するというふうになっているんですが、ただここでもう一つだけ考えなければならないということは、この10年間でさつま町の人口がどれだけ減ってきたかということを見ますと、10年間で約4,000名近く、実際のところが、10年間平均とりますと大体350人ぐらいの減になっているんですが、直近の約3年、これらを見ると、年間約400名近い方が人口が少なくなっていると。ということは、現在、約2万2,800人さつま町の人口があります。これに対して、じゃあ10年後、仮に毎年この直近の3年間を見ていくと400名近い方が人口が減っていくんですが、10年後には恐らく1万8,000人台、うまく4,000人できいて1万8,800、もしくは年間400名以上の人口減が進んでいくと、当然これは団塊の世代の高齢者が今後ますます増えてきますんで、それを考えると、1万8,000人が維持できるのかなちゅう不安もあるんですよ。その中で、先ほど町長が言われた、6%減で305名という設定をしたということになるんですが、本当にその1万8,000人台になるということを考えてときに、本当にその305名が適正かどうか、それについて町長のお考えを伺います。

○町長（日高 政勝君）

本来ならこれだけ人口が減っていく中でありますので、できたら役場の職場というのは、やはりこの若い人たちの羨望の的になっているわけですから、やはりそういう町民の皆さん方のために頑張っていきたいという職場であるほど若い人たちが役場に入って頑張ってみようと、そういう方々がかなり多くて、受験者も多いんですけども、ただ現実には合併をしたあと、なかなか、合併する前もだったんですけど、もう財政的にこう厳しい状況があると。やっぱりそのためにこう合併をせざるを得なかったということがひとつの背景にありますので、やはりこの御存知のとおり、合併後につきましても、なかなか財政というのは厳しい状況が続いております。

したがいまして、どうしても行政改革をして財政の健全化を図っていくことがこの行政の安定につながるということでもありますので、その中で財政構造の問題というのが人件費と、いわゆる借金が多いということが一番の原因でありましたので、これまで10年間こうずっと、まずはこの職員数、もちろん私どもの特別職についても給与を20%減とか、あるいはこの議員の皆さん方も定数をこう減にさせていただいて、それなりの効果というのは今出てきているわけでもあります。

したがいまして、本来ならおっしゃるとおり、若い人たちがこのふるさとへ残って、例えば100人少なくしたといいますけど、できたら私は、100人若い人たちが残ってほしかったなって思うんですけど、それができなかった難しさというのがあるということはお判りいただきたいと思っております。

これからも、できたらその若い人たちがどんどん増えて、もう組織というのは、やはり年をとったら定年と言われますからやめていかれますが、やはりこの姿としてはピラミッド型なんですよ。若い人たちがたくさんいて、年齢の高い人たちを支えていくピラミッド型、役場の組織だけじゃなくて、町民のこの姿もそれが一番理想的、支える人がたくさんおって、やっぱり安心して老後が暮らせる、それが一番理想的なんですけれども、現実は今社会がそういうことになっていない、若い人たちも少なくなっていますし、また採用も非常に厳しい状況が財政的にあるからなかなかとれないという状況があって、今はそのピラミッド型から釣鐘型って言うんですかね、そんな形に、いびつな形になっております。

これからもそれでそういう状況は、しばらくは財政が安定しない限りにおいては継がざるを得ないと、私は考えております。

○岸良 光廣議員

今財政を言われるんですけども、財政が確かにことしの年度初めには27年度、今年度から5年間で30億円の一般の国から来るお金、これが5年間で30億円削減されると、一般交付税が。しかし、これが今回総務省のほう頑張ってくれたんでしょう。70%は国が補てんする、ちゅうことは、5年間で一般交付税が30億円削減されるのが、5年間で9億円でよくなったんですよ。で、本来であれば、当初の計画どおりいけば、本年度、27年度は1割だったはずですので、約3割の一般交付税の削減、しかし、実際のところは、確か3分ですので9,000万円の一般交付税の減で恐らく済むんじゃないかと思うんですが、その認識は間違いないですかね。

○町長（日高 政勝君）

交付税がその合併をしたら、合併をしたもとの団体ですね。例えば、さつま町の場合は3町が合併しましたから、3町のものでこの10年間は交付税は見てくれましょうと、そういうことで10年間ここまでこの平成17年から26年まで、そういう形で交付税は本当算定をしていた。経済の変動があって若干、変わってはおりますけれども、基本的にはこの3町分はちゃんと見てくれますよと。ただし、10年したらもうさつま町1団体しか見ませんよと。それが27年度から、本年度から削減しますと。5年したらもう全く一本算定にしますよということになったわけです。従いまして、12億円、累計で30億円というのが5年後はなくなります。

そういう中で、非常に先行きをみたとき、これだけの一般財源が全くなくなる、いわゆる税収全体が24億円ですから、24億円全くなるということになりますから、これは大変な状況だということで、それを想定しながら、やはり積み立てが必要だということできっと来たわけですね。

途中でいろんな声を上げた中で、今おっしゃったとおり、7割はなら支所の関係とか、まだいろんな事情がありましようからということで国のほうが7割はなら復活しましょうと。ただし、あと3割はやはり削りますよという方向は、もう今も出ておりますので、それはもうおっしゃるとおりであります。

○岸良 光廣議員

町長、最初にお願いしましたとおり、私は、質問をしているのは要点だけしかしておりませんので、答弁のほうも要点だけでお願いします。

では、次に行きますけど、ということは、今町長も認められたとおり、5年間で30億円の一般

般交付税が削減されるどころが9億円の削減で済むんだということは、残りのやつは交付税として今後見ていただけるというふうな内容で解釈でいいのかなって思うんですが、そこで、町長、さきの職員の人数のところでもう一回ちょっとお伺いしたいんですが、今325人の職員のほかに臨時職員、これは現業職員、要するにクリーンセンター、環境センター、そういう現業職員が約34名、それから非現業ということは、これは一般事務系に当たるのではないかなと思うんですけど111名、合計で145名の臨時の方がおられます。

これ年代構成を見ても、26年度では10代の方が1名、20代が8名、30代が24名、40代が40名、50代が45名、60代が27名となっています。特に、先ほど私が質問をしました10年後には、今2万2,000人の人口が恐らく1万8,000人台に落ちると。さらに、その10年後は、今の現状のペースでいくと、さつま町の総人口は1万4,000人台になると。

そういう中で、毎年、新人を、当然若い人たちを採用してもらわなければならないんですが、これは一つの提案です。今までの行政の感覚であれば職員と臨時職員という、この2つしかなかったと思うんですが、ただこの臨時職員の場合は、男性でも出勤日数は限られてまして、手取りで大体12万円ちょっとぐらいしかないんですね。これは1年更新なんです。

一つの提案というのは、職員数が今実際現状として30代以下の若い世代が余りにも極端に人員が少ないんです。そこでこれは町長がどう考えるか、これは判りませんが、できるならば職員と臨時職員だけじゃなくて、その間に、準職員、要するに臨時職員よりは働ける日数をふやし、賃金も若干見て、そういうこの現在、臨時職員で働いていらっしゃる方の中から優秀な方を、職員として採用というのは難しいかもしれませんが、準職員扱いとして給与面、それから働く日数、時間、そういうところを見直しをして、準職员的なそういう職種を考えられれば、今のこの30代以下のところの、極端に人員が少ないところの幾分かの補てんになるんじゃないかなと思いますが、そういう職責を町長考えてみるお考えがあるかないかお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃることは判りますけど、地方公務員法上、公務員法のやっぱり公務員になるためには競争試験を受けて、その成績によって採用するということになっておりますから、その人が正式の職員になります。あとは、特に臨時職員というのは、確かにこのありますけども、全くの日々雇いの臨時職員、月15日以内とか、その方。あとはこの嘱託臨時ということで、年間的に雇用をお願いしている、そういう方がいらっしゃいます。臨時の場合は、嘱託の意味かどうか判りませんが、そういう方もかなりいろんな職種によってはお願いをいたしているところでございます。

○岸良 光廣議員

当然これは公務員法とかいろんなものがあると思うんですが、町長はこの大綱の中でも、さつま町独自のいろんな改革をしなければならんというふうにも書かれておりますが、私が今ここでお伺いしたのは、そういうトータルの職員の数から比べて10年後、あるいは15年後にこのさつま町を担って行かなければならない、そういう若い世代の職員が余りにも少な過ぎるちゅうところがあって、その幾分か補てんになるのであれば、臨時職員扱いだけでなく、準職員、給料面、当然これは職員よりは下がりますけれど、今の臨時職員よりは給料面とか待遇面が改善されて、そういう形でさつま町独自の採用体系がとっていただけたらまだいいんじゃないかなあというのが、私の希望でありまして、これについては今後ももしそういう方向で行けるのであれば考えていただきたいということを要請して次にまいります。

次に、この人口対策の件なんですが、先ほどからも言いましたように、町長、昨年6月議会、9月議会でも町長に私は質問をしたんですが、今さつま町だけでなく、日本全国の自治体で

人口減が進んでおりますが、人が来るためには職場が、働きやすい職場があるか、もしくは住みやすい、そういう住宅環境があるか、もうこの2つしかないと思うんですよ。

昨年も質問をしましたが、今後、学校の統廃合などが進んでいきます。そうすると、校舎があいてくる、もしくは当然これは町営の住宅もですが、私は、昨年質問をしたことは、さつま町から30分、40分かけて薩摩川内市、あるいは出水、そういうところに働きに行っている人もおるわけですね。ということは、逆に言うならば、薩摩川内市からも出水市、あるいは大口からもベッドタウンとしてさつま町を考えたとき、十分これは通勤距離の範囲内に入ると思うんです。

その中で、昨年6月と9月に私が質問をしたのは、人口を少なくなっていくのを少しでもとめるために子育て世帯、特に1歳児から中学生までの子供を育てる、そういう家庭の方々について家賃を1万円ぐらいで募集したらどうですかと、薩摩川内市の通常のアパートは約4万5,000円ぐらい、若い人たちは特にそれが1万円とか1万5,000円であればそっちのほうに移ろうという方も出てくるのではないですかということを町長に質問をしたら、それも考えてみたが、町長の回答は民営圧迫になるんじゃないかということと言われました。

しかし、私は全ての住宅をそうしてくださいということじゃなくて、まず手始めにさつま町は若い子供を育てる世帯にやさしいさつま町ですよということを訴えるためには、そういうふうに住宅面で1万円か1万5,000円なのか、低額な住宅を、あるいは学校の廃校になったやつをただ取り壊すんでなくて、そういう若い世代の住宅、もしくは独居老人専用の住宅等に、例えば、1階が独居老人の入っていただくそういう施設と、2階もしくは3階があるなら、そういうところに若い世代に住んでもらうというような形での、廃校になる校舎を利用しての低額の住宅というのは、再度お伺いしますが、そういうのを考えることができないものかどうか、町長にお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

確かにこの若い人たちが定住をしていくということになりますと、当然、やっぱり生活というものがありますので、働く場というのが求められるわけであります。

したがって、雇用の場を何とか確保したいということで、誘致活動とか一生懸命取り組んでおりますけど、要は、今国が、特に国土交通省の関係がいろいろ構想を立てておりますが、地方拠点都市、あるいは小さいこのさつま町のまちでもそれぞれのこの地方ごとに、地域ごとに拠点をつくって、そこを中心にしていろんな買い物にしろ、いろんな便利があるような仕組みをつくったほうがいいんじゃないかという構想も出してありますが、確かにこの川薩地区におきましては、薩摩川内市がいろいろ大きなまちとしてお互いに通勤をしたりということもありますし、おっしゃるとおり、ベッドタウン化していくことも、一つの定住の対策になろうかと思っております。

したがって、そのために、なら住む場所をどう確保するかということではありますが、今までもいろんな取り組みをいたしておりますけど、家賃の関係も確かに町独自で何かこの補助金をもらわずに町単独でそういう若者が定住ができる、そういう住宅でもあちこちできないかなという考え方も持っているところであります。

今までは宅地分譲という形でやっておりますけど、これからはそういう形の、若者を限定をしたそういう単身からあるいは妻帯者の方まで住めるようなやっぱり対策をとることも必要かなと思っております。

そして、今、空き家の調査もしておりますけれども、空き家を利用できる場所は、できたらもう、例えば町が賃借をしたり、あるいは買い上げて、場所によってはそういう形をして若者に

貸しつけると、将来的にはまた譲渡をすとか、何らかの方法を考えていかないと、なかなか定住というのが人口の増につながらんのかなと思っているところであります。

当然この今回の地方創生の一環の中でも、いろいろとこの今出ましたような意見等も参考にしながら、そういうものが生かせるような努力は必要かと思っているところであります。

○岸良 光廣議員

ぜひそれを実施していただきたいなど。と言いますのは、先々週ですか、出水市で、出水市も大体民間アパート約4万5,000円ぐらいが平均だと思うんですが、雇用促進住宅、これを民間企業が買い取りまして、2万円だったですかね、2DKと2LDKですか、これが大体、恐らく公団の住宅を民間が買い取って、それで結局2万円代で貸し出すと、これは当然行政もいろんな協力をしていると思うんですが、やっぱり定住策、町長が言われる定住策ですね。これやはりどこもやると思うんです。だから、いかによそよりも早くさつま町がそれに取り組むかということだと思いますんで、その点について、できるだけ町長、実現するように要請をしておきまして次へまいります。

人口対策的なことで今も町長のほうから答弁がありました。地方創生の事業の一環として、先般の全員協議会でも町長の答弁がありました。人口統計、これは専門の機関に国の補助を使って今後の人口統計とかいろんなものを調べてもらうんだという説明がありました。当然これはさつま町の人口というのは減っていくことがわかっていたことですので、そういう専門的な機関をお願いをして、今後の見通しを立てるといことは非常にこれ大事なことだと思うんですが、当然これまでの動き、状況を見ておけば、さつま町独自のそういう人口統計の見通し、そういうところもなければいけないと思うんですが、実際それがあろうと思うんですが、町長それは実際あるのかなのかお答えください。

○町長（日高 政勝君）

現在、住民の移動等に対しては、この住民基本台帳というのが台帳法に基づいて毎日こう移動の整理をしておりますので、そういう住民基本台帳人口はその都度、整理をして、また必要なところにも報告をいたしているところであります。

もちろん、別に戸籍のところもありますので、要はその人口移動というのはやっぱり基本的には住民基本台帳人口の、これによっていく、あるいはまた5年に1回のいわゆる国勢調査ですね、これがまた確実なところが出てまいります。それをもとにしてこの町のほうにもその結果については保有をしているというところであります。

○岸良 光廣議員

私が今聞いたのは、今度地方創生の事業の一環として、この前、町長の説明であれば、現在から、これからさきの将来にかけての人口統計のそういうのを専門機関にしてもらって、そういう事業を始めると言われたんですが、当然これ昨年も、その前からもうこの10年間さつま町の人口は減り続けているわけですよ。実際、私が今聞いたのが、さつま町としてそういう独自の今後、例えば5年後、10年後、20年後にはこういうふうになるんじゃないのかなという、そういう見通しはさつま町でも独自でつくってあって当たり前なんだけど、それがあかないかだけを聞いたんですが、そこについてはどうなんですか。

○町長（日高 政勝君）

推計値としては当然持っております。あります。

○岸良 光廣議員

もしそれがあるのであれば、今回そういう専門の調査をしてもらえば、さつま町の独自のやつと今後調査されるやつについてどのような違いがあるのか、あるいはどのような考え、

見方が違うのか、それも我々議員も見ていきたいと思っておりますので、今町長が言われましたそういう統計があるのであれば、あとで結構ですので、資料の提出をお願いします。

次に、この行政改革大綱で町長が自主財源の確保というのを打ち出しておられます。当然これは自主財源というのは地元には本社がある民間企業、これが経営状態がよくなれば当然税金が入ってくるわけですから、自主財源が。ということは、これは町長、自主財源の確保を図るということは地場産業の育成、活性化を図るといふふうに認識していいんですかね。

○町長（日高 政勝君）

自主財源もたくさんあります。一番大きなものは町税ですよ、一番、自主財源の大きなものといえば、町民の皆さんから納めていただく税金、これが一番大きいです。24億円ぐらいありますけども。

そのほかに、やっぱり建物をこう、例えば体育館を使う、公園をいろんなことで使うとか、そういった公の施設の使用料、そしてまた、戸籍をとる、あるいは住民票をとる窓口です、そういった手数料、そういったものが自主財源であります。

基本的にはやっぱりその大きなものと言ったらやっぱり自主財源の確保となりますと、新たにそのものをこう課税をするものを発見をしていくというのはなかなかこういう田舎では難しいものですから、今のあるものをどういう形ですか。

一つはおっしゃるとおり、地場産業の振興を図って税収を上げるということが一番メリットが高いかと思っております。

○岸良 光廣議員

ですよ。やはり、地場産業とか地元の企業が頑張ってもらって、利益を出してもらって税金を納めてもらう、それが一番自主財源の確保には大事なことだと思うんです。

そこで、やはり、私はさつま町個人個人じゃなくて、まずさつま町が管理、行政が管理する住宅、あるいは建物、施設、そういうものに関する、例えば、ガスであるとか灯油であるとか、そういういろいろなさつま町、行政が管理をするところには、やはり地元には本社がある地元業者に100%私は町として斡旋すべきだと。

というのは、なぜこういうことを言うかといいますと、さつま町の地元の方々にも地産地消という言葉がありますが、地元のやっぱり企業を使ってもらう。それが一番大事だと思うんです。それを起こしていくためには、行政がまず先頭を切って、行政が管理している住宅とかそういう施設等のいろんな冬の灯油だとか、あるいはプロパンガス、これについては地元業者に100%出すんだというような、そのぐらいの積極的な取り組みがあって私は非常にいいんじゃないかと思うんですが、いろいろ調べてみますと、他町村でも地元業者100%、特に行政が管理をする施設についてはもう地元には本社がある業者だけに出すんだということもあるようです。

その辺で、今現在は、町が管理する住宅なんかにも地元の業者以外、例えば、薩摩川内市とかいろんなところから入ってくる業者がありますが、そういうところはやはり町として積極的に地元業者をまず入れていくという考えについては、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり、基本的には、地元業者の育成という意味合いがありますので、そういう面は十分理解をいたしております。

ただ、やはりこの税金を納めていただいて行政を進めておる、そういうことでありますから、そのためにはやっぱりこの必要最小限の経費で最大の効果を上げるというのが行政の最大の目的であります。

したがって、やはりこの物事を進めるためには競争入札をしていただいて、その上で適正

な価格で入札した一番最低な価格とか、そういった方々に一般的にはお願いしているわけであり
ます。よっぽどこの技術的な問題とかそういう以外の場合ですね。

したがいまして、競争原理の中でやっておりますので、やはり、例えばこの町内の業者さん以外
のところもやっぱり当然とそういう仕事の内容によってはあるわけでありますから、その方々
も一緒になって入札をした結果でこの最低の入札をした方をお願いをしていると。そのことがや
っぱり税金を少なく使って、それだけの同じようなことができる、やっていただくということ
でありますから、行政はそういう使命が別にありますので、やっぱり、どうしてもこの業者さん
を育成するために地元でなければ、ばったいいかない、そういう場合もときにはありますけれど、
通常はやっぱりそういった競争入札の中でやらせていただいているのが実情であります。

○岸良 光廣議員

私はその競争入札をすることに反対をしているのではないんですよ。競争入札は必要ですよ。
ただ、さつま町行政が管理している、例えば、各ところに住宅がありますよね。そういうところ
の住宅には、地元のガス業者さんならガス業者さんが何社かあるわけですから、この中でガス
を使ってくださいというのを行政としてやはり新しく入居される方々にはそういう指導をしてい
ただく、その中で、地元の業者でどこのガスを使うか、それは町長が言われたとおり、民間企業
の中の競争ですので、私が言っているのは、そういうふうに、例えば、なぜこういうことを言うか
といいますと、例えば、町が管理する住宅で薩摩川内市の業者がガスを納めてもその業者は利
益が出るかもしれませんが、さつま町には税金入ってこないんですよ。ところが、地元のさ
つま町の地元の業者であれば当然そこでガスが入って、そこで商売が成り立っていけば、当然利
益が出れば税金は町に納めるわけですから、そういうことで、まずさつま町が管理する住宅、そ
ういう施設について、競争入札をしてもらわなければ困りますよ。だけど、そこに入る資格とし
て、地元の業者というのをやはり設定すべきだと思うんですよ。そうすることが、私は地元業者
の育成にもものすごく役立つんじゃないかなと思うんですが、私がそこなんですけど、町長もう一
回、お考えをお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

町営住宅に入られる方々については、町内の業者さんだけの中で競争させて決めてくださいと、
そこだけをお願いをしてくれということですよ。

この辺はやっぱり入居者の皆さん方もいろんなお付き合いというのが町内に限らずいろいろと
あると思います。なかなかそこを制限するということができるのかどうかですね。

ただ、この公の施設に入ってもらおうということで、こちらから、できたら町内の業者の皆さん
方を御利用くださいませんか、そこだけはこうお願いはできても、しゃいもしやんせよというこ
とはなかなか難しいのかなと思いますので、そこはやっぱり人間のお付き合いとして幅広くあれ
ば、「あたいげえんやうちゃ川内においやったんさを」とかいろいろあるんじゃないかと思っ
ております。そこまで制限はなかなか難しいところがあるのかなと。

ただ、呼びかけは、できたらこうして町民の皆さん方につくった施設でありますから、そこ
にお付き合いいただく方であれば、できたらお互いのために町内の業者さんを御利用してくださ
いよと。それだけのお願いはできないことはないと思います。

○岸良 光廣議員

ぜひ、例えば、民間の住宅、アパート等であれば、大体不動産業者のほうでガスとか灯油とか
大体業者を決めてあるみたいなんです。だから、その辺については、やはりさつま町の地場産
業の育成を考えれば少しでもそういうふうな行政としても、今町長が言われたように、絶対だめ
ですよと、本当はそこまで私は言ってほしいんですが、新しく入居される方々に、やはり地元

はこういう業者がありますよと、できればこの地元業者でガスを決めてくださいよと。あるいは灯油なんかについてもこういう業者がありますよということをご希望していただきたいなということをご要請しまして、次へまいります。

次に、このさつま町行政改革大綱の中で、1ページなんですけど、第2次総合振興計画策定方針より策定の視点というのがあって、この中の②にですね、町民参画による策定体制を構築するとともに、さまざまな議論を通じて町民の方々の視点や感覚に立った参加と協働の機会を拡充する計画づくりというのがあるんですけど、これで町民参画となっているんですけど、例えば、いろんな今までのこういう何かやろうとしたときに、町民参画になりますと、いつも耳にするのが、有識者というのがよく耳にするんですけど、ただし、私も有識者というのがどこまでどうなのかかわからないんですけど、まず町長にお伺いしたのは、町民参画というのは、例えば、男子、女子、年齢構成、例えば、20代の、30代、子供を育てる世帯、あるいは40代、50代、中堅、あるいは60代、70代、そういうふうに幅広く参画してもらおうお考えなのか、その辺をお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

この町民参画というのは、非常に今の社会については協働社会ということで言われておりますので、大事なことであるかと思っております。

したがって、町民の皆さん方のいろんな年齢層、あるいは性別に問わず、いろんな方々から幅広くやっぱり御意見を拝聴しながら町政に生かしていく、これは非常に大事なことだと思っております。

したがって、こういういろんな計画策定の段階においてはアンケートを無作為にこの年齢、あるいは性別を問わずお願いをしたり、参画の機会もお願いしております。

そしてまた、こういった行政とか関係機関だけのこの話し合いだけでなく、いろんなワークショップなんかもぜひ参加をしていただきたい。あるいはまた、私も女性参画の場合も、やはり手上げ方式でこういう計画をしておりますけど、参加をしませんかということをお呼びかけをして参加もしていただいて、そしてまた自主的に話し合いをして提言をしていただくとか、いろんな機会にこういう行革もですけども、いろんな形の振興計画づくり等々についてもそういう努めをいたしているところであります。

○岸良 光廣議員

ぜひこれは今後のさつま町のやっぱり10年とか20年先を考えたときに、ここにも書いてありますが、多くの住民がふるさとを大切に思う、住みやすいまちを望んでおり、高齢者、子育て、保健、医療、介護、安全、安心がキーワードとなっていますというのがありますが、これは、やはり、今後の、将来のさつま町の一番いい姿をつくっていくためには、今町長が言われましたとおり、いろんなアンケート等もなんですけど、そういう議論をする場これについては、例えば、若い年代からいろんな幅も出てくると思うんですけど、やはり、一番大切なことは、何をまず話し合うかということについての、やっぱり人員の設定というのが一番大事だと思うんです。

例えば、高齢者の問題を考えることについて20代の方々に聞いてもなかなかわからないと思うんですよ。高齢者の問題については、例えば40代、50代の方々が入ってもらおうとか、あるいは介護についてもそういう年代層をよく見て、やはり参加をしてもらっている議論をする、それが大事だと思うんです。

そういうふうに、まず提起される問題点についてそれぞれのやはり年代層と専門的な方々をやっぱり参加してもらおうように、私はすべきだなと思うんです。それについて、町長、もう一回お考えを伺います。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり、それぞれ専門的な場はそのそれなりのこの専門的に見識を持っていらっしゃる方々の御意見を拝聴する、そしてまた、テーマによっては、それにふさわしい年代の方がいらっしゃると思いますので、それでいろんな御意見をいただく。やはり、今の社会っていうのは多様化の時代でありますから、多様性のある考え方というのはさまざまありますので、それをうまくやっぱり出していただいて、集約をして、方向づけをしていくことが大事だと思っておりますので、おっしゃるとおり、そういう方向で、今後も行政の推進については当たっていきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

ぜひそういうふうにやっていただきたいと。また、それには議会としても参加すべきだと思いますので、私ども議会のほうにもぜひそういう機会をつくっていただきたいということも要請しておきます。

次に、今回の、これは、安心安全についてなんです、特にさつま町においては町長の安心安全なさつま町をつくるんだというふうに、これがスローガンになっておりますが、先日の全員協議会でも話をしましたが、今非常に問題になっております、厚労省の情報漏れですよ。これはいろんなことを聞いておきますと、やはりさつま町にも起きかねない。特に、今まではさつま町の情報をインターネットを使って漏れいしてもそんなに金になるようなことはなかったと思うんですが、来年の1月からマイナンバー制度が始まりますと、このマイナンバー制度には個人の年金番号だけでなく、個人の銀行の口座番号、それから郵便局、農協のそういう口座番号と預金金額まで全て入ってしまうんですよ。

これをまず、この前は町長が今までなかったからないと思うといわれたんですが、今回の件を見ても、さつま町にそれを置きかえて考えれば、メインサーバーがあります。このメインサーバーに職員の方がそれぞれ使っているパソコンとメインサーバーとつながった場合に、外部のインターネットを使うと、そこに今回あったようなメールが入ってくると流出してしまう、そういうケースなんですよ。

だから、今回、そういう安心安全を考えるのであれば、やはり住民の個人データが出ないようにするために、メインサーバーと職員の使っているそういうパソコン、これが外部とインターネットにつながりやつをメインサーバーに絶対に接続させないというふうにするには、パソコンを分けなければならないと思うんですが、その辺について、町長お考えを伺います。

○町長（日高 政勝君）

安全安心のまち、これが終極のやっぱり住みやすいまちになっていくんじゃないかと思っておりますので、そういうタイトルで、行政の大きな柱にも据えておりますけれども、やはりこの前の年金機構の情報漏れもあってはならないことですね。

やっぱりそういった侵入があつて、それをやっぱり初動で阻止が十分できなかったというのが大きな問題ではないかと思っております。やはり、この気づいたときにすぐ対応しておけば、あれだけの大きな漏れに至らなかったのかなと思っておりますので、その辺でやっぱり危機管理意識というのは、常に、災害もですけど、こういういろんな仕事の関係においても、やはりこの危機管理意識というのは常に持ち合わせて、どんな対応をするのかと。もし発生した時はどう対応するのか。そのような、やっぱり迅速・的確な対応というのが一番求められるわけありますので、こういったコンピューターの関係につきましては、今もう世界をつないだインターネットの世界でありますので、本当、万全を期す必要があるかと思っております。

特に、このマイナンバーが来年の1月から始まるということで、もう既にこの10月からそういった手続きが進められるわけありますけれども、もうその辺については職員等へも十分な取り

扱いについての注意の喚起をする必要がありますし、そしてまたこの辺の情報がもう、最初はこのマイナンバーに関してもそんなに多くないんですが、後からいろんな情報が、それを使ってまたおっしゃるとおり金融機関問題にしましても、預金情報とか、いろんな情報がそれしたら非常に便利な関係が出てきますから、もう全てそれでことが終わってしまうということになりますと、非常に外部からの侵入の魅力というのが出てまいりますと、大いにこの、その辺の危機の体制というのをしっかりやっていかないと、これは、大変なことになるなと思っておりますので、改めてその辺はこれから具体的なこの作業に入る段階においては、おっしゃるとおりなことも含めて十分、対応については検討する必要があるかと思っております。

○岸良 光廣議員

いろんな専門の方に聞いてみても、いろんなシステムにそういうのが入らないようにしても、これは100%防げませんよと。防ぐためにはメインサーバーとつながっているパソコンが外部とつながらないように、分けることしかないんですよと言うのが大方の見方だそうです。私も、多分そうだろうと思います。だから、まず、職員が日常使っているパソコン等のインターネットで外部で使うやつと、それが絶対メインサーバーとつながらないように別々にするという事だけは、確実にやっていかなければ、安心安全と言いますか、今朝も厚労大臣のきのう、おとこの発言で、なりすましになって被害にあった場合には、国は責任を持ちませんという回答をされて、慌てて、またその件については国が責任を持ちますというのがありましたけど、そういう流出があったときに、例えば年金が、本人が知らないうちに自分の口座じゃない、ほかの口座に年金が振り込まれたとするならば、そういうのがさつま町でも起きると、これはやはりさつま町が責任を取らなきゃいかんことになってくると思うんですよ。

特に、年金だけじゃなくて、そういう個人の金融の口座の流出がすると、それはもうなりすましとかいろんなものが頭のいい方々が世の中多いですから、そうなってくると、誰が責任とるのかちゅうと、やはりそれを管理するさつま町が責任取らなきゃいかんということになってくるわけですので、そういうことのないように、万全な対策をしていただきたいというのを要請をしておきます。

最後に、町長、これは本当に、先ほど申しましたけど、町民参画、これを推し進めるためには今までの感覚でなくて、やはり若い方、あるいは20代、30代、40代、50代、60代という各年代層の方々のアンケートをもとにして、町民が何を望んでいるのか。どういうことを望んでいるのか。そういうところをやはりその、私が一番心配するのは、アンケートを取ることが仕事になってしまっただけはいけませんよ。アンケートを取って、町民が何を望んでいるのか。それに対して行政として何ができるのか。そういうところを次の展開に、ステップに行かなければ何か今までの、まだ私議員になってわずか2年目ですけども、いろんな取り組みを見させてもらおうと、それを、会議を行うことが目的で、その先に的確に進んでいるような、あまりそういう気がしないんですよ。だから、せっかく今回、そういうことをされるのであれば、アンケートを取って議論をする、それが目的ではなくて、やはり町民が何を望んでいるのか、そこをきめ細かく見ていただけるようお願いをしまして、少し早いですが、私の質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、岸良光廣議員の質問を終わります。

次は、10番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

先に通告しました地方創生について質問いたします。

地方創生は、さつま町にとってもこれまでにない取り組みです。また、将来の大きな指針となると思っています。これまでの施策、方向性の政策転換が国・県主導から地方自治体への将来への取り組み計画を投げかけられています。

逆の言い方をすれば、あなたの地域は各自計画し提出しなさい、それに応じて国・県も手伝います、とともられないでもない。その地方自治体には厳しい宿題、また本当に地域が生き残る課題を押しつけられています。さつま町でも厳しい局面をいかに捉え、まちを導かれようとしているのか、次の2点についてお伺いいたします。

1点目。人口減対策、まちの活性化対策など、まちが抱える課題は山積みである。これらに対する取り組みについて伺いたいと思います。また、平成28年3月までに計画策定を政府は求めている。この計画策定の計画についての提示はできないか。現在の進捗状況を判る範囲でお示しをしていただきたいと思います。

2点目は、全職員に1人1項目ないし2項目、3項目と提案を求められています、投げかけられると聞いています。これまでの振興計画と違った提案が望まれることを望み、従来の縦割り行政から横断的な取り組みへと、さつま町のカラーを表すことは行政の取り組みは当然のことであるが、広く町民、議会と一体となった取り組みがまち全体の活性化につながるし、まち全体が危機感を持ってまちづくりを議論するべきではと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員のほうから、地方創生につきまして2点ほど御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

地方創生の取り組みとしましては、地方版の総合戦略を策定することになりますが、まず、情報支援として、国から提供されますデータに基づきまして、人口動向等の特性、人口の変化が将来の住民生活や地域経済等に与える影響など、現状を分析をいたしまして、例えば30年後の人口は何万何千人を確保する、あるいは推計される高齢化率を何%下げる、こういったことなどを目指すべき将来の方向及び人口等の展望を整理する必要があります。

こうしたことを踏まえまして、国が示しております、1つは若い人が安心して働ける雇用の確保、2つは移住・定住などの地方への新しい人の流れ、3つは若い世代の結婚・子育て、4つは時代に合った地域づくり、これらの4つが主な柱になるところでございます。

特に、若者が生活できる雇用機会の創出によりまして、基幹産業である農業を初め、各分野における活性化につなげようとするものであります。

次に、議会と一体となった取り組みということですが、先ほどの岸良議員のほうからもありましたとおり、町民参画ということもございました。町民・議会と一体となった取り組みということでございますので、国の指針でも行政と議会というのは両輪のごとく一体となって取り組む必要があるとされておりますことから、議会のほうに対しましては、議員全員協議会等で意見交換の場を設けるなどしまして、総合戦略に反映できるように努めてまいります。

一方、広く町民の意見を募ることにつきましては、将来のさつま町を考える上で大変重要なことであると認識しております。先ほどもそういった議論のところでもございました。具体的には、昨年実施をいたしました町民アンケート調査、あるいは町民参画によるまちづくり・ワークショップの意見等を総合戦略へ反映させますほか、町民を対象にしたさまざまな会議・研修会等の機会を捉えまして、できるだけ多くの方々から御意見等を拝聴していきたいと考えているところで

あります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

1回目の質問で、岸良議員の中からもいろいろその取り組みについて、町のこれからの姿について質問がありました。重複する点があると思いますけれども、再度質問させてください。

私はこれまで一般質問で、人口増あるいは人口減の取り組み、農林業振興策、商工業の振興、地域の活性化策とまた限界集落への取り組みを質問いたしました。今回のこの地方創生の取り組みは、地域資源の活用策や地域がいかにか自立するかが問われているように思われます。向こう5年間の方策、あるいは3年間の取り組みの中で、庁舎内での意見集約中ではありますが、議論討議に向け、スピード感を持って取り組む姿勢が必要ではないかと思っております。

先ほども1回目の質問でも申し上げましたが、来年3月までに策定をし、計画を出せということなのですが、来年3月までの策定の歩み、計画の歩み、こういうシミュレーション、あるいは計画づくりがどのようになされているものなのか、町長のほうの、今まとめられているのであればお示し願いたいし、でなければ先ほど答弁の中にありました全員協議会あるいはいろんな機会を通じて町民あるいは広く議会へもお示しするということでしたが、そのところ、再度お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今後のこの策定のスケジュールでございますけれども、国としましては27年度いっぱいということで、来年の3月まで策定をなさいたいということでもありますけれども、中身によってはもう10月には出しなさいよとか、いろいろありますので、できるだけ早くと思っておりますけれども、ただし拙速をして、さつま町ならではの計画にならんとしますと、またいろいろ問題がありますので、やはり先ほどから出ておりますとおり、この「産学官金労言」とか、さまざまな分野からのこの御意見も集約をなさいたいということでもありますから、そういう流れでいきますが、まず、今月の中旬にこの専門部会というのをいろいろ役場の中の本部をつくっておりますので、さらに下部組織であります専門部会、これは若い職員を中心にして、全庁的にやっぱりやっていきたいと思っておりますので、こういった若い職員を中心とした専門部会を設置をしていきたいと思っております。

そしてまた、7月になりますと、やはり総合戦略の策定委員というのを今、申し上げました「産学官金労言」のそういうメンバーをお願いをして、構成をした形で委員会を開きたいと。第1回になるかと思うんです。いわゆる有識者会議ですね、そういうものをしていきたいと思っております。

それから、7月につきましては、今申したとおりですが、やはり将来展望の人口についても、そういったものの準備をして、8月に人口ビジョン、先ほど申し上げましたような素案の作成に入りたいということでございます。そのほか本部会議とか、そしてまた9月に戦略の素案をつくって基本目標とか基本的な方向を定めていきたい。10月に中間報告、本部会議、あるいはまた議会のほうにもこういった進捗状況を御報告しながら御意見もいただきたいと思うところであります。

あと、11月に人口ビジョン、総合戦略最終案ということで取りまとめをして、年内には決定をしていきたいと思っております。3月が最終の報告になるかと思うんですけれども、議会のほうにも御報告をしていきたいと思うところでございます。

概略、そういった計画で作業を進めていきたいと思うところであります。

○川口 憲男議員

今、日程的なものを申されましたけれども、一番大事なことは先ほどから出てるように、町民の意見あるいは議会の意見、そういったところを集約していくと。その中で職員の大方の方に、多くの、問題を投げかけていただき、それを専門部会とかいろんところで討議されるということでした。

ぜひ、これは町長、いつも思うんですが、縦割りではなく横断的な考え方で、もう少し当然持ってらっしゃると思いますが、さつま町の将来について危機感を持って、本当にいかにあるべきか。先ほど振興計画の策定委員会という話もありました。当然、ことし、今年度で振興計画もつくりかえにやならない状況に来てますけれども、先ほど質問がありました行革との重なりもあるとは思いますが、今後はやはり縦割り行政でなくして横断的な行政をされていくべきだと思います。その上での取りまとめをぜひしていただきたいと思います。それは要望とします。

それから、2問目の、広く町民・議会一体となった取り組みをしてほしいということを町長にお伺いしました。先ほど申し上げましたように、後期振興計画が今年度までです。これまで行政全体が抱える問題を行政の中で議論し、いろんな問題を掲げ、予算に基づいてそれを長期的になされてきましたけれども、この地方創生というのはそういうことじゃないんじゃないかと思いません。

先ほど町長の答弁でありましたように、まちそれからひと、仕事のところを強く出していかなければならないんじゃないかと思えます。先ほどから出てますように、いかにして人口を止めるか、町長はいつも私の答弁にお答えになってるのは、人口増を望むじゃなくて、現在の人口をいかにして維持していくか。そのためには先ほどから答弁されてますように、地場産業の大事さとか、あるいはそれに基づく若者の定住とかいうことをされました。1番に、やっぱり先ほどから申しますように、町の危機感を、議会はもちろんです、町民あるいは行政一体となって取り組んでいかなきゃならないんじゃないかと思っております。その上ではこの地方創生の考え方を、それに生かされるような方向性をつくられるべきだと思っております。

これは今、先ほどから申し上げますように、庁舎内一体となって、今、専門部会とかいろんな提案を出されてるところなんですけれども、町長がこういう、さつま町の危機感という感じ方から、地方創生をどう考えていらっしゃるのか、お考えを伺います。

○町長（日高 政勝君）

増田座長が発表をされましたことが、日本列島、いわゆるショッキングなこととして、国を挙げでですけれども各市町村、自治体が非常に大きな衝撃を与えたところでございます。

合併をいたしまして、過去、合併前に地方自治体というのが3,333ありましたのが、平成の合併で1,733ぐらいですか、それぐらい半分ぐらいになってしまったんですけども、その中でも、これから少子化がどんどん進んで896団体がなくなるだろうという報告がなされました。非常に危機感そのものであるわけでありまして。

さつま町も先ほどから出ておりますとおり、今2万3,000人、人口が一番最終的な5,000人ぐらいになろうというような見込みまでされておるわけでありましてけれども、結果的にそうならないように、今のうちから何らかの改善策というのを構築していく必要がある。これまでずっとそれなりのことを手をこまねいているわけじゃなくて、やってきております。年間ここ10年間、約350人平均ぐらいずつ減ってきております、3,550人ぐらいでしょうか、この10年間で減ってきておりますけれども、やはりこれを何とか止める手立てとして、この創生が1つの、これからの全国の地方自治体にとっても非常に大きな試金石になっているかなと思っております。

したがって、このことについては、もうどこもいろんな知恵を出して、元気のあるまちづ

くりを維持していくかというのが大きな課題でございますので、一緒になって取り組む必要があるかと思っていますところであります。

○議長（舟倉 武則議員）

質問の途中でありますが、ここでしばらく休憩します。再会は概ね午前10時50分とします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時48分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○川口 憲男議員

町長のほうから種々お答えいただきまして、大体取り組み状況とか、あるいは方向性は確認いたしました。再度、町長、この地方創生に対する考え方についてですね、もう一回お聞きしたいと思います。

いろんな情報誌とか、この地方創生に対する取り組みのところを聞いてみますと、これは一部の例ですけれども「地域住民の声を聞くことはいつも重要である。20代、30代の若者、若い女性の声も大事だ」ということを言われています。あの、言われてるんじゃないかと、そういう声も聞こえてきます。私も全く同じようなことで、この地方創生に取り組む姿勢は、従来の行政一本あるいは議会との議論の仕方ではなくして、議会自身も取り組んでいかなきゃならないと思っています。

先ほど申し上げましたように、まち全体が危機感を持ってどうしていくのか。町長の答弁にもありましたように、増田会長ですかね、「消滅するまちの数」とかいろいろなもの出てきましたけれども、うちのまちがそういうふうにならないためにはどうしていくか。やっぱり若者が魅力を感じ、それから住んでみたい、住んでみたいじゃなくて住みたいというまちづくりが、この地方創生の中には強くうたわれるんじゃないかと思っていますし、さつま町もそれに準じたまちづくりをしなければならないと思っています。

そして、今地域にあるいろんな資源、人とか、物とか、産業とか、いろいろありますけど、こういう地域資源産業等の向上、あるいはさっきから出ていますように、新しい産業の構築ですかね。例えば、農政のほうで今進めてらっしゃいます集落営農を核にした事業化、そんなものもあるんじゃないかとも思っております。

再度町長にお伺いします。こういうような、若者あるいは女性を巻き込んだまちづくりを進めていくために、町長の考えはこういうふうな考えをお持ちなのかお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

地方創生を考えるときに、これからのまちを支える人たちですね。やっぱりおっしゃるとおり若い人たち、女性とか、こういう方々の意見というのをしっかり把握する必要があるかと思っています。

特に、20代から39歳のお子さんを産む、年齢の女性の方が全国的にずっと減っているから、結果的に日本の人口減っていくんだということを言われておりますので、やはり若い女性の皆さん方が、魅力を感じるまちというのをどう創造していくかということも重要な視点になるんじゃないかと思っております。そういうことも職員の皆さんにも考えるに当たってはということも一つ、ということで提案もいたしておりますけども、やはり、基本的には、さつま町に住んでい

る町民の皆さん方が、自分のまちを愛して、自分のまちに誇りと自信を持つ。そのことが出発点になるんじゃないかと思っております。

よそから人が来ること、集める、来てもらう、そういうことも大事ではありますが、そういう人たちが来ていただくためには、そこに住んでいる人たちが本当に自分のまちを愛しているのか、本当に自信と誇りを持っているのかという、そこが一番大事なことではないかと思っておりますので、先ほどありましたとおり、住んでいるまちにどっぷりつかっていると、なかなか気づきがないというんでしょうかね。ですけど、やっぱり外から見たら、こういうところが非常に魅力ですよとか、自然にしろ食べ物にしろですね、あるいは人柄にしましても、素晴らしい地域資源だと、宝だと思っておりますので、こういうことをもっともってお互いに認識をし合って、それをまた情報発信をしていく。このことがやっぱり、よそのまちに対しては「そんなまちか、行ってみたい」「なら住んでみたい」ということにつながっていくのかなあと思っておりますので。そういう取り組みが必要かなあと思っているところでもありますので、とにかく、幅広い町民の皆さんからいろんな御意見をいただきながら、そしてまた、特にこれからのまちを支えていく若い人たちがどんな考えを持っているのか、そこをしっかりと把握していく必要もあるのかなあと思っているところでもあります。

○川口 憲男議員

町長の答弁、おっしゃるとおり。今でもですね、町長、23年ごろですかね、福祉3課で、コーディネーターっていうんですかね、福祉3課が何を共有しなければ、端的に3つの課がばらばらに行動しとっちゃいかんということで、3課連携するコーディネーターと呼んでいるんですかね、そういう担当を入れられました。

そして今、農政課のほうでもプロデューサーですか、プロデューサー的な役割でその方を入れていただきました。

本当に、今、これから先さつま町はどういう方向に生きるのか。あるいは先ほど申しましたように、消滅するその対象の町に入っているんだけど、それを打開するためにはどういうことが必要なのか、これは早急に議論していきながら、やっぱりそういう取り組みに一步一步向かっていかなきゃならないと思っております。

そのためには、先ほど申し上げました、若い人たちが町長がおっしゃるように住んでもらえるようなまち、あるいは女性の方、出産年齢のところがありましたけど、女性の方々が子供を産み育てる環境はですね、ややもすりゃあ半世紀かかるんだと、人口増を望むには半世紀かかるんだという人もいらっしゃるんですけども。

やはり、地域住民が一体となって、二世帯住宅とかあるいは若いお母さん方を支えてあげるまちづくりとか、そういうふうな構想も必要だと思っております。

町長のお考えは重々聞きましたので、ぜひ、この地方創生の考え方のもとに、全町一体となった取り組みがなされるようなシステム作りを構築していただきたいと思うんですが。

再度お伺いたします。町長、その考え方に、先ほども岸良議員からもありましたけども、町民や議会が一緒になった取り組みちゅうのができるものなのか、町長のお考えをお聞きます。

○町長（日高 政勝君）

いろんな話し合いの機会というのは、役場の組織も全庁あげて若い職員から課長の職員まで全部ですね。そういう形の組織づくりもいたしておりますし、もう既に職員は昨年未からですけど、一人一件は必ず提案をしてくれと、地方創生に対してですね。でもう2回目も、またテーマを決めて出すようにしてもらって、それだけみんなが参加をして意識を高めていく。まちづくりについて本当に真剣に考えて、そういう機会もしておりますけども。

職員に限らず、先ほど申し上げましたとおり、町内のいろんな関係機関団体の皆さん方の、そういう創生会議というものを8月には設立をいたしますけども。7月だったかな、8月ですかね。そういうことで進めますが、そのほかにもですね、やはりその過程過程において、いろんな皆様方の御意見を拝聴していく機会はやっていきたいと思っておりますので、いろんな御意見も、皆さんいろんなお考えを、素晴らしいお考えをお持ちだと思いますので、それを拾い上げながら戦略プランに練り上げていくことが大事だと思っておりますので。

100%ということまではいかんでしょうけど、本当にこの将来を見たときに、さつまにとってはこういうこと、まちを目指さにかいかなあと。人口減をとめるためにはこういうことが必要だなあとということ等をですね、やっぱり戦略として積み上げていきたいと思っておるところであります。

○川口 憲男議員

ぜひ、戦略的に地域を巻き込んだ議論をしていただきたいと思っております。その一つに、24年、25年、26年に特定健診を地域の方々に呼びかけをされました。この達成率といいましか、パーセンテージを見ましても、他町にない検診率ですか、70%超えるような達成率をしております。こういうのなんかも、まち全体が一体となれば100%も可能じゃないかと。先の町長の話ですけど、100%は無理やっどんかん、まあそれに近づく意気込みがあるんじゃないかと思えます。

これもやっぱり、行政主導でなくして、議会のほうとも連携あるいは町民の皆さんとも呼びかけをし、きょう後ろのほうに女性団体の方がみえてらっしゃいます。家庭のお母さん方あるいは奥さん方だと思います。まちが健康であるためには、こういう特定健診のアップ率も100%目指してみんなが行くんだという、一致団結した形が大事じゃないかと思っております。

ぜひ町長、こういういい例があるわけですから、そこにどういうふうに取り組んでいくか。そこをもうちょっと中身でですね、スピード感を持って議論をしていただきたいと思えます。

最後に、もう1点。先ほど岸良議員の質問の中に、人口推移ですか、人口形態の中を民間を入れて議論をするということ、ちょっと小耳に挟んだんですけども。確実な、ちょっと間違っとなら申しわけないんですけど、そういうこと民間を入れて人口動態を調査されるような考えなのか、ちょっとそこを確認の意味でお示し願いたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

先ほども特定健診を例に挙げて申されましたけれども、おかげさまでですね、いろんな組織の力、そしてまた地域の力、町民お一人一人の意識と理解の協力のたまものだと思っております。

私は、この2万人もあるような規模で72%達成した、全国一で、本当、素晴らしい皆様方の御協力のおかげだと思っております。これがまた健康づくりの一環になるわけでありますので、例えば、そういう例のごとくですね、まちづくりはやっぱり人づくりと言われておりますように、人がいろいろ知恵を出して協力をしていくことに原点ありと思っておりますので、今後ともお願いしたいと思います。

この策定に当たりまして、先ほどちょっと申し上げましたが、人口分析はやっぱりする必要があります。将来、例えば高齢化率をどの程度あるいは合計特殊出生率を、今、国全体が1.2になつとるんですかね、今度さつま町の場合は1.いくらにしますよとか1.8にしますとか、そういう一つの目標をしっかり立てる必要があるかと思っておりますので、そういった分析をしながらお互いに議論をしていくためには、専門的な分野でお願いするところがあるかと思っております。したがって、今、数社あのこの前提案をしていただいた中で、最終的に決定をいたしましたのは、鹿児島県の地域経済研究所にお願いしたところであります。

そういうことで、これから具体的に作業に入る予定でございます。

○川口 憲男議員

人口の目標とかいろんな関係で、地域経済研究所にお願いすると、委託するということでしたけれども、まちの本当の人口の姿を、姿といいますか、これからの姿を知るために必要ということで要請されると思うんですが。やはり、どういうふうになるということの状態もくると思うんですけども、これも多大の費用がいつてするんですけども、やっぱり町民自体が、うちのまちはこういうふうになるんだよと、将来こうなるよと、先ほど申し上げましたけれども、国の機関では消滅する都市にも入っているんだよというような、そういう危機感を町民の方にいかにわかっていたか、あるいはそういうふうなのを行政、議会あるいは町民も共有して、それに取り組んでいくかということが私は大事じゃないかと思っております。

とりあえず、スタートしまして1カ月、2カ月になりますけれども、スピード感を持ってですね、町長、対応していただけるように要望をいたします。

最後になりますけれども、私たち議員にとってもこの問題は行政任せということじゃないんじゃないかと思えます。我々自ら、やっぱり調査し、いろんなことを知り得たり、町民の方々と対話をしお互いに持っていかなきゃならないと思っております。

先ほど、全員協議会の場で種々説明したり、意見を求めていくということでした。ぜひですね、その期間もちょっと短めといいますか、回数を重ねて同じ議会のこういう場でなくしても、議論をしていただけるように、日程が組めるように要請しまして私の質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、11番、米丸文武議員の発言を許します。

[米丸 文武議員登壇]

○米丸 文武議員

通告に従いまして、町営住宅の管理運営について質問をさせていただきます。

さつま町の総合振興計画後期計画の中の第4章に「自然と調和した便利な快適なまち」というようなことでうたわれております。その中の、住環境整備（5節）でございますが、その中でうたっておりますのが「本町の町営住宅は昭和40年代に建てられた住宅が多く、耐用年数を経過したものが約3割存在しており、老朽化に伴い修繕・改修などの負担が増加してきており、今後は老朽住宅の建てかえと既存ストックをより長く健全な状態に維持管理することで、ライフサイクルコストを縮減する必要がある」というようなことから、現状と課題といたしまして、効率的な維持・保全の観点から日常的な保守点検や計画修繕、改修工事を行い、既存ストックの長寿命化を図る必要があるとしておられます。

基本方針といたしましては、町営住宅長寿命化計画を策定し、安全で快適な住まいを長きにわたって確保するために計画的な維持・修繕を行い、ライフサイクルコストの縮減を目指す。また、耐用年数の経過した老朽住宅については、計画的に建てかえを行い、住環境の向上を図るとされております。

町営住宅の今後の目標管理戸数といたしまして、平成33年の時点での目標は設定されておりますが、平成24年2月現在の町営住宅は50団地、管理戸数512戸、公営住宅46団地、486戸、特定公共賃貸住宅4団地、26戸であるが将来人口見通しも減少が見込まれ、将来的な住宅需要は減少するものと考えられると。

そしてまた、民間借家は、774戸に対して641戸入居で、入居率82.8%であると。133戸の空き家があるとのことも考慮しますと、町営住宅の将来需要は、平成33年で

463戸と推計され、現在の管理戸数486戸に対して23戸超過することになることから、目標管理戸数を平成33年時点で471戸と設定されております。

そこで町長にお伺いいたしますが、公営住宅等長寿命化計画どおりの維持管理・運営が進められてきているのかどうか。

2番目に、団地別・住棟別活用判断結果で用途廃止として計画されている町営住宅の現状はどうなっているのか。

3番目に、用途廃止後における活用はどのように考えておられるのかお伺いしまして、1回目の質問とさせていただきます。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

米丸文武議員のほうから、町営住宅の管理運営についての御質問でございますので、それぞれお答えをさせていただきます。

さつま町公営住宅等の長寿命化計画につきましては、安全で快適な住まいを長期的に確保するため、修繕・改善・建てかえなどの公営住宅の活用方法を定めまして、長期的な維持管理を実現することを目的として、平成24年度に策定をいたしたところでございます。

この計画に基づきまして、平成25年度から平成26年度にかけて交付金事業によりまして、山崎団地の建てかえを行ったところでございます。修繕・改善などの改修工事につきましては、効果促進事業としまして交付金事業の基幹事業であります建てかえと連動しておりますため、これまでに上向団地、上向西団地、北原団地、船木下団地の屋根及び外壁の塗装工事を行ってきたところであります。

その後の計画におきましては、基幹事業であります五日町の団地の建てかえが、実施スケジュールを立てておりますけれども、若干これが遅れている関係で、改修工事の進捗状況がそれと連動した形で若干遅れております。

また、交付金事業の対象外であります、躯体の構造上重要でない部分の形状修繕などにつきましては、単独事業となり予算が限られておりますことから、入居者が健康で文化的な生活を営むに必要な整備は、今後もしっかりと実施をしまいたいと考えております。

現在、本町で管理しております公営住宅は484戸、特定公共賃貸住宅は26戸ということで、合計で510戸ございます。その中で、入居募集している空き家の住宅というのが31戸であります。政策空家としておりますのは別途36戸ございます。

耐用年数が経過し、今後においても、経年劣化で建てかえとかあるいは戸別改善の対象となる団地が多く存在をいたします。したがって、多くの財源も必要となるところでございまして、なかなか一挙に実現をするということには至ってない状況がございまして。

今後におきましては、事業のバランスの調整を図りながら、計画的な集約による用途廃止を含めまして、この方針をさらに明確にしていくことが必要と考えておるところであります。

したがって、長寿命化計画につきましては計画期間を10年といたしておりますけれども、概ね5年ごとに計画を見直し、平成28年度には、その計画の見直しを予定をいたしてるところであります。

2点目の御質問でございます。現在、策定をしております長寿命化計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間の計画でございます。今、申し上げましたとおり、28年度でまた5年ごとの見直しをするということにいたしてるところであります。

用途廃止と判定をされました団地というのが5団地ございます。用途廃止の予定時期について

は、いずれも平成30年代の前半になっております。用途廃止の判定団地としましては、別府原、湯田、上向西、轟原西、城之口であります。

また、ほとんど建てかえ団地との統合となっておりますので、建てかえが予定通り実施されないとともにさらに延びることになります。現入居者が住みかえまたは退去されるまでは、適切な管理を行っていく必要があるかと思っております。

用途廃止と判定をされている団地の建設年度におきましては、昭和39年から昭和45年の建物でございます。簡易耐火構造の平屋の建物でございます。これまでも大きな修繕等は発生はいたしていません。ここ5年間のこの5団地の修繕経費を見ますと、平均で約4万5,000円程度の維持管理費となっております。主なものは、流し台とかあるいは雨戸の修繕等です。

今後におきましても、計画的な集約、あるいはこの公営住宅以外の公共施設等の事業のバランスということもありますので、そういった調整を図りながら適正な維持管理を行って、入居者の居住環境の改善に努めてまいりたいと思っております。

住みかえの促進につきましてではありますが、高齢者が非常に多いということもありまして、なかなか難しい現状がございます。入居者の意向調査を行いまして、希望があれば別のところに住みかえをしていただく、そういったことで居住環境の改善も図れるというふうに考えておるところであります。

続きまして、用途廃止後における活用でございますが、用途の廃止をしました昭和30年代から40年代の団地であります。敷地規模が狭小な団地、建てかえても需要が見込めない団地を廃止をしようとしておるところです。

非常に、この団地等につきましては老朽化が著しいということで、廃止をするということですが、一般的には建物自体は取り壊しまして、更地として行政財産から普通財産に所管替えをするということにしております。できましたら普通財産にして、一般に公募で処分をするという基本的な方法がございます。

以上です。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○米丸 文武議員

ただいま、答弁いただきましたけれども、この計画から見ますと、本当にたくさんの空き家の状況も増えてきているのかなというふうに判断をするところでございますが。

今年の6月、この間ですよね、空き家募集をされておりますが、その募集を見ますと、今、要するに空き家が31戸ですか、あるというようなことでございますけれども、募集された戸数とこの差というのはどういう理由があって、募集戸数がこれだけになっているのか、その点についてはいかがなことになるのかなというふうに思うんですが。

○建設課長（三浦 広幸君）

今ですね、空き家が多いということで、先ほど町長のほうから入居募集している空き家が31戸、それと政策空家が36戸ということでございますが。これがですね、ちょうど今現在、チラシ、放送等で募集をしております住宅が8戸でございます。それと、今募集をしても入居者の応募がない、そういう団地につきましては、いつでも入居ができる随時募集というものに切りかえておりますが、それが今、23戸、合計で31戸あります。この随時募集というのは、過去、今まで募集をかけても入居者がいないと、随時募集に切りかえても入居者がいないというのが現状でございます。

それと政策空家が36戸ということでございましたが、これは建てかえという、用途廃止という言葉も出ておりますが、例えば上向西団地、今後建てかえをする団地ですね。五日町団地ある

いは湯田団地、それから轟原西、城之口。例えば、上向西団地は将来建てかえる上向東に統合。湯田団地の用途廃止は、建てかえ予定の湯之坊に統合。城之口団地は、五日町団地に統合というようなことで計画がなされております。

その政策空家というのは、そういう建てかえと統合する団地あるいは入居募集をしても募集がない、随時募集をしても入居者が応募しない、さらに昭和56年以前の耐震基準を使用している、ちょっと耐震上問題があるというような団地、かつ高度利用が見込めない、そういうところが政策空家として、将来の建てかえの解体予定の団地として36戸、現在持っている状況でございます。

○米丸 文武議員

ただいま、空き家に対して8戸の募集がこの6月に出されておる、インターネットで調べたところでございますけれども、それに対しての説明がございましたけれども。今、政策空家ということでちょっと説明を受けましたが、説明のありました上向西団地8戸、これは上向東団地へ統合と、それから湯田団地の4戸は、湯之坊団地へ統合。それから轟原西団地7戸が、がけ地に接近しているため安全性に問題があって、これは廃止というような計画になっておるようでございますが、城之口団地3戸については、五日町団地に統合と。別府原団地については、募集は停止というふうな形の中でこの計画が上がっておりますが、これは今、27戸の用途廃止団地で、要するに上向東団地などへ統合するとしてありますが、統合する先の団地の戸数計画では、現状よりも戸数が減っている部分もあったり、現状のままであって、実質的には、これは建てかえ等とかそういうふうな増棟でこれを確保しているというような数字は、私は、この計画から見えないわけございまして、実質的に、これはもう廃止を目的にそういうふうなうたってあるだけではないのかなというふうに思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。

○建設課長（三浦 広幸君）

先ほど長寿命化計画策定の中で、10年間の平成33年度における目標管理戸数が471戸ということで議員も申されました。策定時点で41戸の減ということで計画書には記載されております。

今現在は、2戸減りまして39戸の超過になっております。したがって、先ほど政策空家が36戸ということでございますが、結局、目標管理戸数である39戸の減の中に政策空家がすべて含まれているということで、目標管理戸数に向かって、今進めている状況でございます。

○米丸 文武議員

なかなかですね、統合するということに表現がなされておると、新しい団地へ統合して、そっちにまた増棟なりをしながら、そこで住んでいる方々を住んでもらうというような政策に、文章等の表現からすれば感じるわけでございますが、実質的には戸数が減っていくと、41戸の削減をする中にこれが入っているということであれば、もう統合するとかってというような意味がないような気がするわけございましてね。だから、何かこうごまかされたような感じを受けないわけではございませんけれども。

現在、今町長のほうの答弁もございましたけれども、この団地の中に、今住居として活用されている部分というのはどれぐらいあるんですか。今言いましたこの27戸の中で、その利用率というのはどうなんでしょうか。まだ入居されている方もあるのだというようなことで、その方々がまた新しいところに移っていただくとか、そういうような段階でこれを進めていくんだというようなことございまして、その状況はどうなっているんですか。

○建設課長（三浦 広幸君）

今ですね、用途廃止・建てかえという団地の中で、上向西団地につきましては、6戸のうち

4戸が入居されていらっしゃる。それから湯田団地につきましては、4戸のうち1戸入居、城之口団地が3戸のうち2戸入居、別府原が5戸のうち1戸入居ということで、あとの空き家については、政策空家として管理している状況でございまして、先ほど町長の答弁からありましたとおり、住みかえまたは退去されるまでは、適正な管理を行っていくということで認識しております。

○米丸 文武議員

先ほど、快適なまちであると、住環境の整備をするんだということでございますが、利用の率も悪いというようなことでもございますが、将来的にはこれを用途廃止をしようというようなところでこうして、現在も住まわれておるわけでございますが。こういう方々のその住環境、言えは住宅としての整備というものは、維持管理という形の中できちっとされているんですか。その空き家の部分についてはそのままなんですか。どういう状況で今管理をされているのか、その点についてお伺いしたいんです。

○建設課長（三浦 広幸君）

先ほど町長の答弁の中で、ここ用途廃止、今現在住んでいらっしゃる5団地ですね、用途廃止に予定されている5団地の修繕費用、町長が申されました、平均すれば4万5,000円と。

結局、入居者がですね、施設管理者として公営住宅法に基づいた修繕は当然管理者がすべきでございまして、そこら辺のやるべき修繕あるいはまた入居者からの施設整備の要望ですね、そういうものを受けて、利用できる使えるものは使っていただくという基本の考えのもとで修繕を行っております。

具体的に言いますと、別府原がゼロ、湯田が2万5,000円、轟原西が14万2,000円、上向西が4万2,000円、城之口1万5,000円ということで、比較的こういうレベルで、ここ5年間の、1年ではなくて5年間の経費でございまして、先ほど町長も申しましたとおり、簡易平屋構造ということで、比較的そういう修繕費がかからないような現状でございまして。

○米丸 文武議員

とにかく、町営住宅に住んでいただいている方々に対して、日常の生活の中で不衛生であったり、それから、いろんな修理が必要なのにそれをしてない状況というものがあるんじゃないかというような気がしておるんで、この点について今お聞きしたところでございますが。

実はですね、これは用途廃止する住宅ではないわけでもございますが、具体的に申し上げますけれども、維持管理の関係で求名の戸子田団地、昭和55年に建築されました。簡易耐火構造平屋三戸続きの2棟6戸がありますが、このうち2戸の方の浴室等に対して、いろいろ壁の塗料が劣化して剥げ落ちて体にくっついたりとか、それから浴槽の一部にさびて入浴ができないなどの状況があったり、それから、浴槽の給湯管がボイラーの取り付け部分からお湯が漏れたりしているというふうなことで、もうここ2年くらいそのような状況であって、温泉をほとんど利用して今まで過ごしてきているんだということで、担当課に連絡をして来てもらったようでもございますけれども、何ら改善もされなくそのままの状況であったということで、先般、話を聞きましたので、私も現場へ行って見てまいりましたけれども、ここに写真も撮ってきておりますが、実質、言えはきれいな状況での貸家ではないという状況はあると思います。

こうしてしてくれないのでありやあ、自分でしようかというようなことに言いますと、言ったところがその修理してくいやってもいいですよと。もし壁に穴が開くようなことがあっても出やっとなきゃあ塞がんでもいいですよと、いずれは壊しますからというような言い方をされたというふうなことで、これ聞いて、そんな管理の仕方ってのはあるのかなあというようなことを感じておるんですが、そういうような事実があったのかどうかですね。

また、別棟のところに最近入居されている方々は、そういうのは改善された形の中で入居もされているんだというようなことでございますが。

これは維持管理でしていかなきゃならんと、していくんだというふうに決めた住宅において、そういうふうな事実があったというふうにお聞きしているところでございますが。その点については、どのようにお考えなのか。そこまで修理ができないような、経済的なですね、あるのかどうか。これやっぱり住宅として提供している以上は、少なからずとも利用できるような設備をやっぱり管理して、それで利用してもらうようなふうにするべきだろうと思うんですが、そういう事実がありましたかどうか、その点について担当課の課長お願いしたいと思っております。

○建設課長（三浦 広幸君）

今ですね、議員が申されました件につきましては、確かにそういうのがありますが、経緯をちょっと私もそれなりに調べてはみたんですが。

長寿命化計画が平成24年度に策定されております。それ以前には、対処療法的な対応があったということで、そういうものを含めて、予防保全型への転換とか、あるいは計画的な集約によるライフコストの縮減に努めるようにということで計画を策定しております。

今回の件につきましては、そのように先ほど申しました用途廃止につきましては、平均4万5,000円ぐらいの経費で済んでいると。今回につきましては、その10倍ぐらいの経費が掛かるというようなことでですね、我々も常に、住宅も一般単独でございますけど、あと皆さんからの要望で、それ以外の公共施設ですね、道路沿いの枝葉の伐採とかあるいは舗装補修とか公園の遊具の修繕と、すべて8款の中の一般単独で賅っておりまして、そういう意識を持ちながら職員もやっております、そういう大きな修繕がかかる住戸の入居者につきましては、計画的な集約、住みかえとかあるいは予防保全お願いしているところでありまして、戸子田につきましては、今の現在の長寿命化計画の10年の中には入っておりませんけれども、先ほど町長が申しました、そういう必然的にお金がかかってきそうな予測がされますので、今後5年間の見直しを行うということでございましたから、その計画年度以降の33年以降の建てかえ対象にもなっておりますことから、戸子田だけでなくそういう建てかえ対象につきましては、そういう希望ですね。できましたならば入居住宅の向上のためにというようなことで、戸子田だけじゃなくそういう対象の住宅には、そういうのが発生をした場合は、お願いをしているところでございまして。

私なんか聞いたところによりますと、今、壁に穴を開けたりとかいろいろおっしゃいましたけど、入居者の方が御自分で給湯器を付けましょうという話もあって、我々は管理者側としては、そこはお互いに合意があったもんだということで理解しておりましたが、そこが管理者側としてちょっと説明が不足したのかなと感じているところであります。

○米丸 文武議員

管理者というのは、町営住宅・公営住宅というのについては、いろんな条例の中で規約が決められておるわけでございます、そこはお宅がよかったですよと2年も温泉を利用しなきゃならんような状況で置いとくということは、私は行政の怠慢だろうというふうな気がしてならないんですよ。

やはり少なくとも、故意または何らかの事故でそうなったとすれば、その責任というようなこともある程度は出てくる面もあるかもわかりませんが、普通に使っておって、これは昭和55年に建築された平屋の耐火構造なんで、風通しもあまりよくないところはあるんですが、また浴室の壁自体もコンクリートのモルタルで仕上げている、それにペンキで塗装したと、そういうふうな状況でもありますし、また浴槽自体がさびが出て使えないようなそういう状態、それから給湯ができない状態というのは、やはり生活の中でも重要な、私は衛生的にも部分ではなか

ろうかと思うんですが。

そこを、相談があっても対応されなかったというようなことで、じゃあ、自分でできていいですよというような言い方をされたことにちょっと問題があるんじゃないかと。

それでまた、「その答弁は文書で下さい」と言われたんだけど、「いや文書は出せません」というような言い方をされたようでございますが。そういう対応の仕方自体が、果たして普通の状況なのかどうかというふうに思うんですが、その点については担当課長としてはどのようにお考えですか。

○建設課長（三浦 広幸君）

今、そういういろいろお言葉をお聞きしますが、そこは先ほど申しましたようなことで、管理者側としての配慮が足りなかったということで、再度もう一回詳細に調査したいと思っております。

○米丸 文武議員

住民の方々、いいことにはですね、いいと。また実際お願いして町営住宅を利用させていただいているからということで、これまでやはりそういう不自由な状況でも我慢もされてきたんじゃないかというふうなことも持ってますんで、そういうようなことも考えた上で今後の対処っていうのを速やかにしていただいて、できるだけ、先ほども出ておりますように、さつま町の人口減少の問題やいろんな形の中で、今後やっぱり地元によくの方が住んでいただくというようなことからすれば、そういう環境を整備するというのは大きなやっぱり問題でもございますし、先ほどからいろんなお二方の一般質問の中でも、人口の増の体制、人口維持の問題に対しても住宅の整備等も必要であるというふうなことも言われておりますので、そういう住宅がこういう形の中でされないように、今後しっかりとした対応をお願いしたいというふうに思います。

それと今、政策的に用途廃止に持っていこうというふうに言われているそのところについての、住民の方々へ、町としては「この団地は用途廃止していく予定ですよ」というふうなことを、通告なりお知らせされているのかどうか、その点なんかはどうなんですか。今、出ていかれたらとか他に移られたときにはという言い方でございますが、自然にそういうふうな形で空き家になっていったときにする予定なのか、そのところの取り扱いはどのようにされる考えなんですかね。

○建設課長（三浦 広幸君）

用途廃止のですね、住みかえとかあるいは退去ということに関してでございますが、先ほど冒頭で町長が申しましたとおり、あくまでも計画でございまして、用途廃止が建てかえと連動している、あるいは入居者がいらっしゃる間は適切な管理を行うということで町長が申しておりますので、具体的に建てかえが決まりまして、例えば、今現在で言いますと五日町が一番早いわけでございますが、そういう建てかえがあって、そこに統合する箇所につきましては、もう既に居住者の方々に昨年度から説明を行いながら、こういうことで建てかえていきますよということで説明を行っております。

今後のそういう用途廃止の説明につきましては、耐震上の問題もありますし、あるいはまた、入居者がいらっしゃる間はどうしても適切な管理を行っていくわけでございますから、事業の建てかえ、あるいは入居者の方が、住みかえをお願いしても、「いや、まだ私はここがいい」と「知り合いもたくさんいるし、便利やしここがいい」とおっしゃれば、そこはまたいらっしゃるまで適切な管理をして行っていくということで考えております。

○米丸 文武議員

結局、老朽化したり、いろんな空き家がそのままあとが入居できないような状況の中で、今おられる方々もいい環境の中で私はそこにおられるんじゃない感じもしないでもないと思います。

ていうのは、隣は空き家で入居できるような状況でもない。また、修理代もかかるんだということで、この適正化の長寿命化計画というのをされて、また新たなところにそういうふうなものをするなり、もっと近代っていうんですか、その後に建てられたところを整備して、そっちに住みかえしていただくとかっていうのは、そういう努力っていうのもしなければ仕方ないんじゃないのかなと私はそういうふうには思っていましたけれども、今の説明を聞きますと、御本人が出られるか、言えば住みかえされない限りは、そのまま住んでいく、もう10年、20年、言えばそこに家があって住める段階は、その中でずっとやっていくんだというふうなことに解釈できないでもないなというふうに思うんですが。

そうすると、やはりそこに対してはいろんな修繕なりなんなりというようなものが伴ってくるような気がするんですが。そのところは、本当にもう建てかえないと危険な状態だとか、それから建てかえの補修するのも費用がかかるということに対しては真剣に、やはり、今入居されている方々にも御相談をされるべきではないのかなというふうな気がするんですが。やはり計画を持ってこうして進めていく以上は、それも計画の一つだろうというふうに思っておりますので、そういう進め方もしていただきたいというふうに思います。

今のままでは、入居される方が、自分でそこにいろんな友達もあつたり、地域もなじんでいるから出たくないんだと言われたらずっとおっってもらって、人情的にはそうでしょうけれども、しかしそれがこの計画の上でこうされたんじゃないかあ何もないというふうな感じもしないではないというふうに思うわけですが、そのところも、今後検討していただきたいというふうに思います。

次に、用途廃止になっている別府原団地の募集停止ということで、ここ5戸のうち1戸今現在入居されてるようですが、これについてちょっと、先般、これを借りたいというようなことで、これ会社からですけれども、相談にも建設課にも行きましたけども。

この別府原団地は、昭和44年に建築されました簡易耐火構造の5戸建ての長屋1棟でございますけれども、これもさっき言いましたように募集停止の計画になっておりますが、今1戸入居されているんで、これも聞くところによれば、住みかえをお願いしたんだけど「とんでもない」というふうに言われたのでそのままだというようなことなんです。

この空き家を、地域の近くの企業から会社の社員寮として貸してもらえないかというような申し出があったということもございますけれども、町営住宅というひとつの中で、企業に貸すことはできないというのは当然のことでございますけれども、これが用途廃止されて、その住みかえが済むものであれば、そういうのも普通財産に、町長もおっしゃられましたけれども組みかえをしていただいて、譲渡なりなんなりという形をしていけば、その企業も地元住民も含めて200人程度の雇用のある職場でもございますけれども、やっぱりそういうことも進めていく、また有効活用という面からも、こういうのは検討する必要もあるんじゃないかと思うんですが。

この点については、廃止をしてもう募集もしていない建物、ただ現在住まわれているのが1戸あるわけですが、こういうふうなものに対しての考え方っていうのは、こういう一つの地元雇用の場でもある企業が利用したいというふうな場合に、可能であるのかどうか。どうしてもこれは住宅のという一つの行政財産としてあるので無理だというふうに思われるのか、その可能性についてちょっと町長にお伺いしたいと思うんですがいかかですか。

○町長（日高 政勝君）

今お話を伺いましたところ、別府原団地ですかね、今1戸の方が入居されていらっしゃるようで、あとがすべて空き家ということになります。

確かに、用途廃止をすべき状況になっておるようであります。今現在入居されている方の御意

見としてやっぱり御理解をいただけると、例えば会社のものになった時に、会社の社宅として会社との関係が出てくることと思うんですけども、その理解の仕方とか、もしあるとすれば、これはもう特段、町としてはずっと公営住宅として持っていることの意味というのが、既にほとんど1戸だけしか入ってあとは空き家になってます、入る可能性もないということでもありますから、公営住宅としては、廃止をしてもう一般に払い下げと。土地については、払い下げということにはならんと思うんですけど、住宅については、建物は払い下げても特段差し支えないんじゃないかなと思っております。

土地は、有償になるのか、その辺はまた売却になるのかは、また今後の交渉次第だと思うんですけど。このように私は考えます。

○米丸 文武議員

今後の、先ほど計画の中では、この用途廃止した跡地は、要するに公園にしたりとか地域コミュニティのいろんな施設として活用するとかというふうな計画の中ではなっております。

しかしながら、場所によってはそういうものにもなかなか不向きな場所もあるようでございます。そういうようなことでございますので、できるだけ利用価値がほんとにこうして残念ながらなくなっている場所については、それなりのやはり処分も必要だろうと思いますが、とにかく、今質問させていただきましたこの別府原団地については、1戸の方が入居されております。聞くところによりますと、その方も今貸してくれと言われた会社にお勤めのものでございますので、よかったらお譲りするような形で、社宅としてその中で利用してもらえば、出る必要もないんじゃないのかというような気もするわけでございますので、今後は、この点につきましても、今住んでおられる方もしっかりと御相談をさせていただいて、できれば要するにそういうふうにして、土地の売却なり建物の譲渡なりをして、恐らく評価は建物としてはないだろうというふうに思いますが、そういうような形の中で活用していただく。

そしてまた、地域の一つの雇用の場として、また地域の企業としていろんな町にも税金的にも貢献いただいている職場の確保にもつながっているわけでございますので、そういうものをぜひ、また積極的に御検討いただきたいというふうに思います。

それから、先ほどから出ておりますが、町営住宅自体をこういうようなことで戸数を減らしていかなければ仕方がないことなんですよね。ところが、人口の減少に伴って利用する可能性というものを思えば、そういうふうに持っていかなざるを得ないのも十分わかっておりますが、ややもすると、この建てかえとそういうふうなものによって、周辺部にある住宅古いのが取り壊しになって、それでその地域にもう住宅が建設されない、要するに今あるところに移ってもらうということになりますと、これまでいろんな地域の中で一体となってこられた、旧町時代ですね、そういうような住宅がだんだんなくなっていけば、地域のコミュニティというようなものも失われていくわけでございますが。

今、私はそういうようなことで、地域にやはりそれなりの住宅というものは、ある程度置いていってほしいなあというようなことを思うわけでございます。それで今現在、坪100円で20年間、要するに、町が造成した土地を借りていただいて、20年経ったら自分の土地になりますよというような団地を作られました、中津川・永野・求名の団地があるわけでございますが、中津川は2カ所ほど空きがあるようでございますけれども、こういうようなことで、作ったらほとんど利用者があって、この中津川の2カ所については、1回目は早く買って一番先に売れたようでございますが、いろんな事情があって今残っているような感じも聞いておるところですけども。

そういうふうな形の中で、やはり町営住宅ではございませんけれども、そういうふうな住宅環境

整備という面からも考えていくような考え方はないのかどうか、今本当に縮小縮小でいく、そういう状況に見えるわけですが、それぞれの地域がやっぱり活性化していくためには、若い人たちが住んでもらいたいというような面があるわけでございますけれども、そういう点については何かこうお考えはございませんか、町長にお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

公営住宅が従来あって、なかなかこの空き家もどんどん増えていくということで、新しく入居者もないというような状況があって、結果的にもう公営住宅もまとめて建てかえをしなければならぬということでもあります。

公営住宅がなくなって、確かに地域振興上の問題というのが出てくるかと思っております。

今、特にこの地方創生の関係で、周辺地域もですね、とにかくやっぱりこの市街地だけじゃなくて周辺部も同じ均衡ある発展をしていただくという意味で、新しくこの周辺地域等の政策ということで、最高160万円ですかね、そういう家を新築あるいは購入される場合は助成をしますよというのを、本年度から始めたわけであります。もう既に何軒か出てきておりますけれども、例えばそういうものの活用とか。

そしてまた、今空き家の調査もしております。空き家も、今空き家バンクも設けて、それぞれ不動産業者の仲をいただいて、町が貸し借り、あるいは売買の手続もやっておりますけれども、それも何軒か既にもう出ておりますけれども。

さらに今後は空き家がどんどん増えてくる。これを何とか有効活用したほうがいいんじゃないかということで、公民会長さんを通じて今調査をしておりますけれども、これがもうやっぱり1,000戸以上あります。中には、既に町のほうがここ3年老朽化して解体の助成を出したのが104戸。104戸はもう解体して、もう更地になっているかと思うんですが。

そういうことで、今後はこの定住対策あるいは地方創生の一環として、この空き家の有効活用というのを考えていく必要があるんじゃないかなあと思って、既にそこに住んでいただく方について、リフォームをされる場合、最高100万円町からも出しますよということしております。台所であったりトイレであったりお風呂場であったり、そういう改修をされたら、そういう助成金も出しますよということで。とにかく、あるものを有効に活用するというのも必要なあと思っております。

公営住宅を新しく建てることになると、やはりしっかりとこの人が入りますよという確実性がなくて新たな空き家になってしまうということになると、無駄な投資になりますので、その辺は十分地域の皆さんと考える。地方創生の中で考えておりますのは、そういう過去つくられた団地がまだ空いているところ。それについてはもう町が買って、そこに若者住宅をつくって、そこに住んでもらうという方向もあるかなあと思っております。

そういういろんな事考えてはおりますけど、そういった別の有効活用の面もする方法もあるのかなあと思っておりますので、そういったことも拡充をしていく必要があるかと思っております。

○米丸 文武議員

時間のほうもだいぶ押してまいりましたけれども、私のほうから、今町長も言っていただきました、この住宅問題につきまして、町営住宅の問題もひっくるめまして、本当にさつま町が今どういう状況かということでございまして、この質問に当たりまして最後のまとめというようなことでございますけれども、私は、計画では町営住宅の現在管理戸数512戸を41戸廃止して471戸にする計画であるけれども、人口減少あるいは民間貸家の関係から、町営住宅の減少をやむを得ないと思うのでありますけれども、町の周辺部の住宅が減少することは、J・I・U

ターン者や若者が結婚して町の周辺部に住む機会が少なくなりますよと、ますます周辺部の限界集落化が加速してしまう懸念があります。地域集落みんなで協力して、高齢者の支援をするなど地域を守り、耕作地の管理や地域資源を守り、自然環境を守ることができるような住環境の整備が最も必要であろうというふうに思っております。

そのようなことで、今町長も言っていただきましたけれども、最後にもう一度町長に、この町営住宅は、町営住宅もひっくりまぶしてですけど、住環境の整備ということで結構でございますけれども、周辺部の発展というものも本当に重要であるということを、もう一度町長のほうに御確認をさせていただいて私の質問を終わりたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

合併してちょうど10年になったところであります。やはりこの周辺部が、どこの市町村も同じですけども、やはり周辺部が寂れてきたなあという意見がございますので、そうならないように、これからも、さらに周辺部にも均衡のある形で町の全体が発展する、このことが必要なことだと思っておりますので。

施策としてできることはですね、住宅政策、今ありました空き家の活用とかあるいは若者の定住が進むような手立てというのは、いろいろ工夫をしながらやっていく必要があるかなと思っておりますので、タクシーの問題とか場所の問題とか本当に住んでもらえるのかといういろいろな課題もありますけども、やっぱり基本的な考え方としては、周辺部にも、やっぱり本当身近な距離の間でありますから、どこに住んでも幸せを実感できるそういう町というのは大事かと思っておりますので、等しく考えて努力をしていきたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、米丸文武議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。御苦勞さんでした。

散会時刻 午前11時57分

平成27年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

平成27年6月11日

平成27年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成27年6月11日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	町民環境課長	三腰 善行 君
福祉課長	鍛冶屋 勇二 君	介護保険課長	中村 慎一 君
農政課長	上野 俊市 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
企業誘致対策室長	羽有 郁夫 君	建設課長	三浦 広幸 君
消 防 長	若松 良尚 君	教育総務課長	角 茂樹 君
学校教育課長	佐々木 好彦 君	社会教育課長	中窪 啓二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第49号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
- 第 2 議案第50号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 3 議案第51号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第52号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委 員会室)	50	さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	51	平成27年度さつま町一般会計補正予算(第1号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 19款 繰越金 20款 諸収入(関係分) 21款 町債 歳 出 2款 総務費(関係分) 3款 民生費 9款 消防費 第2条 債務負担行為の補正 第3条 地方債の補正
	52	平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
文教経済 (第2委 員会室)	49	さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
	51	平成27年度さつま町一般会計補正予算(第1号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 20款 諸収入(関係分) 歳 出 2款 総務費(関係分) 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。

ただいまから、平成27年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

3番、宮之脇尚美議員から遅刻する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

ここで、執行部から、「議案第49号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」に関し、訂正の申し出ありますので、これを受けたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、執行部からの訂正の申し出を受けることに決定しました。

執行部の発言を許します。

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。大変申しわけございませんけども、平成27年の6月5日に提出をいたしました、「議案第49号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」の議案に、一部表記の誤りがございましたので、おわび申し上げまして、訂正をお願いするものであります。

訂正の内容につきましては、社会教育課長に説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○社会教育課長（中窪 啓二君）

おはようございます。「議案第49号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」の訂正について、内容を説明申し上げます。

議案集の49の1ページをお開きいただきたいと思えます。

さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正を提案したところでありますが、別表の番号が違っておりましたので訂正をお願いするものでございます。

理由としましては、平成27年第1回定例会におきまして議決されました、さつま町大野活性化センター条例の廃止に伴い、さつま町公の施設使用料徴収条例中の別表第5、大野活性化センター利用料金の表が削除されていたため、以降の別表の番号が1つずつ繰り上がっておりました。

したがって、議案集の49の2ページをお開きいただきたいと思えますが、今回議案として提出しております薩摩柔剣道場使用料につきましては、「別表第10」としておりましたが、これを「別表第9」に訂正するものであります。

新旧対照表の40ページをお開きいただきたいと思えます。こちらにつきましても、「別表第10」とありますが、同じく「別表第9」に訂正するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま説明のありました訂正の件については、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、訂正の件については許可することに決定しました。

△日程第1「議案第49号 さつま町社会体育施設条例及

びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第2「議案第50号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第3「議案第51号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」、日程第4「議案第52号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

これから、6月5日提案がありました、議案第49号から議案第52号までの議案4件について総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては総括的な事項について質疑をお願いします。

まず、日程第1「議案第49号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」及び日程第2「議案第50号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

議案第49号の社会体育施設条例の一部改正で、薩摩柔剣道場を廃止するという条例が出されたわけなんですけど、このことに対しまして、旧薩摩町内のこの柔剣道の愛好家の方々がどれぐらいおられるのか、そしてまた、ちょっと話を聞くとところによると、上のB&Gの2階に柔剣道場があると、同じ施設が地域に2つあって1つは廃止するという旨のところだと思います。

施設の使用料等的には、社会体育施設ですからほぼ変わりはないと思うんですが、昔からある柔剣道、地域にそれを親しむところがなくなっていく、B&Gがあるからそこまでないんですけど、こういうことの普及とか、そういうのにはどういうふうに影響していくのか、そこあたりまで感知されて廃止されるのかをちょっとお聞きいたします。

○社会教育課長（中窪 啓二君）

今の御質問にありました、現在、柔道及び剣道に関しましては、今剣道スポーツ少年団のほうで薩摩のほうで1スポーツ少年団があります。そこが、今おっしゃられましたように、B&Gの海洋センターのほうを活用しております。

また、社会人につきましての剣道あるいは柔道等につきましては、現在のところ、活動をやっておられるというのはちょっとお聞きしていないところでございます。

ただ、空手のほうが、やはり定期的にB&Gを活用して練習をされている状況でございます。

○川口 憲男議員

剣道少年団と空手の方が一部B&Gを使って練習をされているということですが、やっぱり社会教育課とされて、こういう昔から伝わる柔剣道あるいは空手に対して、人口が少なくなっていく中で利用者が少ないと思うんですが、活用策を図るのも一つの手じゃないかと思えます。

それと、この柔剣道場を廃止されて、現在は、話を聞いたところ物置になっているということでしたが、今後の対応策、以前から議員の中からも出るように、公的施設の活用策というところでもありますけども、行く行くどういうふうな活用をされていくのか、きょうも大雨が降って災害がありますけど、そういうところに向けたいろんな施設等も考えられるわけですが、どういうところまで考えられているのか、完全に廃止、潰してしまうのか、そこをもう一回確認したいと思います。

○社会教育課長（中窪 啓二君）

今、内部で検討しているところでございますが、財産管理課と検討しているところなのですが、廃止後につきましては、普通財産に移管し、現在、物品等の置き場になっているわけなのですが、引き続き、普通財産に移管して物品等の保管場所として活用できればというふうに考えているところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第3「議案第51号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○木下 賢治議員

16ページの公園費についてお尋ねしますが、中の委託料の公園管理の計画策定業務、外部委託と思いますが、800万円の予算の内容について、これまで町が管理している公園があるわけですが、そこ辺の状況を含めた中で、委託先の業者とのそういう現状を伝えた上での策定業務の委託ということになるかと思いますが、そこ辺が、本当にそういう、必要と申しますか、外部委託せんな策定できないものか、そこ辺についてお願いします。

○建設課長（三浦 広幸君）

16ページの8款4項公園費のことであると思っておりますが、委託料の800万、16ページの説明、13節の800万、15節の3,500万もあわせて説明をいたしたいと思っております。

まず、木下議員の質問によりますと、800万をわざわざ委託する必要があるかという質問でございますが、これ、まず全体的な話で、北薩広域公園が今現在テーマゾーンが整備中でございまして、平成28年度にテーマゾーンがオープンの予定というふうになっております。

その後、随時整備が進んでいくわけでございますが、北薩広域公園全体として見た場合に、年間の施設利用者が、北薩広域公園が、ちょうど管理事務所があるあの辺が15万3,000人、全体が15万3,000人、それから多目的グラウンド、かぐや姫グラウンドが約3万人、ちくりん公園が4,000人となっております。

公園全体で見た場合、アンバランスであり、ちくりん公園の利用者の増加対策を検討する必要があることから、昨年度、ちくりん公園の再整備業務を策定しております。

これと関連しまして、委託料の計画策定業務800万でございますが、きのう米丸議員のほうからありました、住宅の長寿命化とか、あるいは橋梁の長寿命化とか、そういうライフサイクルコストの削減、縮減に関する計画書を策定した上で事業に臨むと、それが前提条件と、社会資本整備交付金の前提条件になるのが長寿命化計画策定であります。

したがって、都市計画決定をしてある公園がさつま町には11カ所あるわけでございますが、その中には、子供さんが遊ぶ遊具とか、あるいは園路とか、あるいはいろんな設備、そういうものが老朽化して修繕、あるいは改善、あるいは新設の必要がなってくるというようなことで、それらを全体的に長寿命化計画を策定するという意味で、全部で11カ所あるんですが、そのう

ちの8カ所、3カ所については遊具とかそういう、例えば広瀬公園みたいにトイレぐらいで維持管理保全施設がないため対象外となることから、11カ所を順次していきます。

ことし、予算の関係で、北薩広域公園、それからちくりん公園を、2カ所を予定していることをごさいますて、社会資本整備交付金の助成の前提となる計画であるというのがまず1点と、今後、そういうライフサイクルコストの縮減に向けた計画を策定するというので、委託費を計上しております。

○木下 賢治議員

交付金事業の前提条件ということで理解するわけですがけれども、町が管理しているのが、以前、75カ所を、町が公園を管理しているということを聞いたわけですがけれども、今示されました十何カ所でしたか、それ以外の公園について、町全体の公園についてのそういう今後の長寿命化計画というか、そういうものの必要がないものか、そこまで含めなくていいものか。

公園も、それぞれ町内、管理しているのが75って言いましたけれども、地域によって偏りもあるような感じもしないでもないわけですがけれども、そこ辺を含めて、現在の状況を十分把握した上での外部委託の必要性を感じたものですから、こういう質問をするわけですがけれども。

○議長（舟倉 武則議員）

答えはいいですか。

○町長（日高 政勝君）

公園というのは、児童公園なり、都市公園、いろいろさまざまあって、おっしゃるとおり非常に数が多いわけでありまして、今回、社会資本整備計画を立てて、こういう交付金をいただいて整備をする必要があると、いわゆる県立公園の隣に町のかぐや姫グラウンド、それから下のほうにちくりん公園が隣接しておりますけれども、ああいうところを、今回ちょうど、一体的なあの辺も利用を促進をしていこうということで、あそこに道路を、かぐや姫グラウンドからずっと県立公園の隣接のところに、いわゆるちくりん公園のところに入れて、テーマゾーンとうまくつないで、テーマゾーンがでかかりますと、そういう一体的な利用を、促進を図っていくということで、そういった道路整備の計画、そのためには、やっぱり単独で道路を入れるちゅうことは、かなり相当なお金がかかりますから、これについては、さっき申し上げました、長寿命化計画というのを、対象のところに入れてやっば交付金をいただこうと、そういう手立てとして今回上げたということで、ほかの公園については、今そういったような具体的な整備計画というのを特に持っておりませんので、あとについては、営繕的なところで対応はできるところはやっていくということになるかと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

所管が違いますので、2点ほどお伺いしますが、13ページ、農林水産業費の関係の農産園芸振興費の関係ですが、防災営農対策事業補助関係、お茶農家の関係というような説明であったようでごさいますか、この事業の中身をもうちょっと詳しくと、それと、お茶農家の申請者といいますか、対象者の名前が公表できればお示しをいただきたいと思ひます。

もう一点は、下の14ページ、林業振興費の中での負担金補助及び交付金なんですが、高性能林業機械導入補助の関係と、それからその下の関係の機械導入補助の関係の、特にこの林業関係の機械の機種といいますか、素人でごさいますから判りにくいんですが、どんな機械なのか、それと、その機械の導入をされる先は誰なのか判ればお示しをいただきたいと思ひます。

○農政課長（上野 俊市君）

防災の関係の事業の関係でございますけれども、これにつきましては、個人が2名、熊田製茶さんと前野さんでございます。

それから、もう一点が宮之城誠秀製茶さんでございます、降灰除去の関係で、摘採機能付きの除灰機ということで、これを4台購入するものでございます。

平均が大体800万ということで、4台分でございます。

以上でございます。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

高性能機械につきまして御説明をいたします。

高性能機械の機械名がロングリーチハーベスタという機械でございます、立ち木を切り倒すチェーンソーを装備している、枝払いをするローラーを装備している、設定した長さで切りそろえるチェーンソーを装備した機械でございます。

ロングリーチといいますと、ユニックみたいにアームが伸びる仕組みになっている機械でありまして、通常よりも倍以上の範囲で作業ができる、このように聞いておるところでございます。

それで、これにつきましては、認定林業事業者の「はなぶさ」さんのほうが購入予定でございます。

それと、未利用間伐材等のほうでグラップルの購入がありますが、グラップルとは、挟んで積み込みや運搬をする機械であると、挟む機械であるというふうでございます。これにつきましては、「三富興業」のほうで計画されているところです。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○川口 憲男議員

耕地林業課長に、今の森林整備・林業木材活性化推進事業の2,164万円の関連で質問いたしますけれども、前年度も、たしか同じような機械が担い手のところに入ったと思います。

これは、県の事業がそのまま事業者に行くような考え方の事業だと思います。これで、町長、どうなんですかね、きのうの質問の中でも、地方創生の中でも、森林の活用策とか、いろんなのも地方創生の中に入ってます。

こういう林業機械を担い手に、県の事業で取り入れていただくということになれば、町内の山を相当数活性化ができると思うんですけど、今後、そういう担い手のところからの要望がある方にこういうのを進めていかれるのか、それとも、町がどんどん進んでこういう事業を取り入れられて、こういう高性能の機械を進めていかれる考えなのか、ちょっとそこを町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今回の高性能林業機械の導入関係ですけれども、町としては、50%の県の事業、トンネルで出しておりますけれど、あとは、50%は本人がそれなりの対応をしていただきますけれども。

こういう高性能機械を入れて、なかなかやっぱり枝打ちについても、こういう機械で一気に切れて、ざあーと枝も落として搬出をするという機械でありますから、非常に能率的にできるということで、こういう機械を使うと若い林業技術者も出てくるというメリットもあるようであります。

したがって、今後、こういった機械を使うことによって、山の除間伐とか、そういうものも進められていくと思いますが、今後、特に期待がされるのは、ことしの秋に、中越パルプのほうで、木質バイオマスが稼働するということになると、やはり材が、低質材だと思うんですけれど

も、かなりものが出ていくだろうということに想定をされますので、こういう機械を導入することによって、山の材というのがどんどん出る期待というのは大きくなるかと思っているところがあります。

今回は、こういう2社、そのところに導入ということで、助成の措置を町の予算を通じて出すということにいたしましたところでもあります。

○農政課長（上野 俊市君）

先ほど、摘採機の関係で、1台当たり800万程度と申し上げましたが、1台950万円程度でございまして、この65%を補助するものでございました。

訂正させていただきたいと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにございませんか。

○平八重光輝議員

4ページの債務負担行為と、11ページの情報システム管理費についてお尋ねいたします。

さきの全協でもお尋ねしましたが、その前に、電算システムちゅうのは、電算ちゅう言葉は最近余り使わないんですけれども、コンピューターシステムとほとんど言うんですけれども、こういう言葉がまだ使われるものかどうか、それは質問ではありませんが。

28年度から新しいシステムを入れるという説明がありましたけれども、債務負担についても2億3,245万5,000円という非常に高額であります。

現在のシステムにまずついてお尋ねしますが、現在のシステムは導入前に契約をされておるわけですが、その契約時に、想定されるちゅうか、こういうようなシステムであってほしいということをお約束されたと思うんですが、その契約どおりに現在動いているものかどうか、こちらが要求する働きを十分満たすものであるかどうかをお尋ねいたします。

それと、9月からというお話でしたけれども、4月からやりたいということの話もありましたが、4月からした場合の、新しいのが4月から入った場合の旧システムの取り扱いはどのようになるのかをお尋ねいたします。〔「3番着席」と呼ぶ者あり〕

それと、今回の新しいシステムの導入業者も決まっているようですが、当然、競争入札をされたものと思いますが、この入札の状況はどうであったのかをお尋ねいたします。

それと、きのうの質問でもありましたけれども、年金機構のほうのお話がありましたけれども、個人情報の漏れいちゅう話がありましたが、あれはあくまでも、初歩的といったら申しわけないけれども、メールに添付されたウイルスによってデータが漏れいたわけでありまして、もちろんそういうデータの漏れいの可能性もありますが、その対策はどう考えておられるのか、それともう一つは、直接これは余りないと思うんですが、サーバーに対して攻撃をかけてデータをいただくというようなものもあるわけですが、その辺の対策ちゅうのは、どのようにされているのか。

そして、もし漏れた場合は、その対策を検討されたことがあるのか、きのう、おととい、藤沢市のこういうコンピューターシステムに対する対応というのがNHKで放送されておりましたけれども、あれは非常に高額なお金を使っておられましたけれども、そこまでする必要があるかどうかは判りませんが、これまでの対応では大変危うく感じるところがあるものですから、新たな対応策というものを考えておられるかどうかをお尋ねいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

幾つか質問いただきました。

まず、4ページ、債務負担行為補正の追加の分ではありますが、名称につきましては、大きくシ

システムが変わるものではありませんでしたのでそのまま使わせていただきました。ただ、区別をするために括弧書きで、（28起）というのを入れたところがございます。

それから、これまでの5年間といいますか、行政システムの話だと思いますが、機能を十分果たしてきたかどうかというようなことでありますが、これにつきましては、従来、これまでの歴史をいろいろと紐解きますと、いろんな問題があって、それをお互いにフォローしながら問題の解決に努めてきたというところもあります。

100点中100点ではなかったと思いますけれども、過不足があった部分をそれぞれ修正していただいたり、こちらのほうで何とかカバーしたりというようなことがあったというふうに認識しております。

それから、4月からの導入ということで、具体的には3月の22日の提案ということで、3月の連休を使って更新をかけるということでありますけれども、これにつきましては、全協で申し上げましたけれども、何とか4月からスタートしたほうがメリットが生かせるのではないかなというようなこともありましたので、何か新しいことを進めるときには不安はつきまとうわけですが、その不安を何とか職員でカバーしてやっていきたいと思いますというようなことも、職員の中から声もいただきましたので、3月22日を更新日と決めまして、4月、28年度当初からは、新しい機械でスタートできるように努めていきたいと、職員一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えております。

これにつきましては、既に更新プロジェクトを立ち上げたところがございます。

それから、競争入札の関係だったと思いますが、競争入札につきましては、今回は、3社の指名競争入札ということでございました。

プロポーザル形式での提案型のことで公募をしまして進めてまいりましたけれども、うち2社が辞退をされたということで、実質的には、鹿児島県町村会1社が応募があったということになります。

ただ、採択に当たりましては、総合評価方式の得点方式で、金額あるいは機能、そういったものも含めまして職員間で採点をいたしまして、こちらがあらかじめ決めておりました採点よりも上か下かということで判断をして、得点が高かったということで採択となったところがございます。

金額につきましても、若干先ほど全協でも触れましたけれども、この5年前に行政システムが応札されました金額よりも、今回示された町村会さんのほうが少し低かったぐらいの金額ということで認識をしております。

これはただ、5年前と今回は、業務の内容が今回のほうが増えておりますので、そういった意味では少し安く上がってるのかなという気はしております。

それから、セキュリティ対策についてでありますけれども、セキュリティ対策につきましては、一般的なことにつきましては、最後のほうで言われました、攻撃型の分を含めまして、ウイルスチェックなどの機能につきましては、一般的なこととして、これまでも取り組み、対策をとってきております。

ただ、今後、どういったものがあるのかは、また専門的なところもありますので、この辺は、私達も専門的な知識を十分持ち合わせておりませんので、町村会と一緒にやって取り組みを進めていきたいと思っております。

それと、対策をとるには、予算がどれほどあるか、あるいは、どれぐらいの予算でどういったものができるかということにもなるかと思っておりますので、そういった金額に合わせまして、専門家のほうと協議をしていきたいと思っております。

対策も、とっていかなければならないと考えているところでございます。

それから、旧システムの扱いになりますけれども、旧システムにつきましても、出納整理期間があります5月31日までは、そのまま稼働しなければならないというふうに、通常どおり稼働しなければならないと考えておりますし、そのあとで、決算統計を財政のほうで行いますけれども、決算統計が7月、8月ぐらいまではかかりますので、そういったところまでは普通に使えるような形でストックしておかなければならないだろうというふうに考えております。

以上です。

○平八重光輝議員

もう済んだことは余り言いたくないんですが、前回のときも、少々金額は高くても職員の皆さんが使い勝手のいい、町民の皆さんによりいいサービスができるシステムにしたらどうですかというお話はさせていただきましたけれども、今回は、そういうシステムであろうと思います。

そこで、質問というより要請であります。まず、町村会のシステムを以前使ったことがあられるところは幾らか使い勝手も判っておられると思うんですが、それを初めて使う職員の皆さんにとっては、やっぱりある程度の訓練といいますか、研修も必要かと思っておりますから、その辺は十分されるように要請しておきます。

それと、もう一つは、ウイルスチェックといいますか、セキュリティーの関係であります。システムが入ってからのことになりますけれども、ぜひ専門のところに依頼して、ウイルスが入れるものかどうか、ガードを外せるかどうかという試験もしてみられるのも一つの方法かと思っておりますので、これはちょっとお金が高額といいますか、かかりますから、ぜひやってくださいということではありませんが、ぜひ検討方を強く要請しておきます。

○米丸 文武議員

2点ほどお伺いをいたします。

1点目が、15ページの開発振興費の中に全国移住ナビの紹介用の動画制作委託業務ということで、要するに、都会からさつま町に住んでもらう、そういうようなことに活用されるだろうというふうに思うわけでございますが、これの内容等について判っておりましたらお知らせをいただきたいということと。

それから、もう一つは、21ページの保健体育施設B&Gのプールの鉄骨、それからトイレの洋式化は判りますが、B&Gがつくられてもう20年ちょっとなるんじゃないかなと思うんですが、鉄骨自体が、プールなどの場合は塗装して何年ぐらいもつのか、その状況等についてちょっと説明をお願いしたいというふうに思いますが。

○企業誘致対策室長（羽有 郁夫君）

15ページのビデオ制作業務についてでございますが、今までもいろいろ移住セミナーとかに行つてさつま路という本などでPRはしてたんですが、やっぱり目に訴えるものが要するというところで、今回ビデオ制作業務を上げたんですが、総務省のほうに移住ナビというホームページがございまして、そこに入っていきますと各自自治体が紹介してるところがあるんですが、まだ、さつま町はその動画がないということでございます。

それで、約3分物の動画を業者さんに依頼して制作してもらおうというような形で、130万計上させてもらったところです。

また、今年度より、ふるさと回帰支援センターの会員ということにさつま町もなっておりますので、年間に10回ほど、東京、名古屋、大阪というような形で会場を設けてセミナーが開催されますが、その中で、5回ほどはその会場に行って、職員が移住相談等を受けようということを考えております。

その際も、その動画を使いまして、相談を受けるという形をとりたいと考えております。
以上です。

○社会教育課長（中窪 啓二君）

B&Gのプールの鉄骨の関係なのですが、何年ぐらいというのはちょっと把握してなかったんですが、一応、B&Gプールにつきましては、設置以来そのまま幕体のほうの補修、あるいは張りかえ等はやった経緯があるんですが、まだ鉄骨につきましては、今まで手を加えたことはございませんでした。

今回お願いしたのは、さびと塗装の剥離がひどいというようなことで、どうしてもプールの中に落ちたり、あるいは破片等が落ちるといようなことで、今回、どうしても改修工事をしなければいけないといようなことでお願いしてるところですが、ちょっと年数的なものにつきましては、また再度確認をさせていただきたいと思ひます。

○米丸 文武議員

どうしてもプールの鉄骨ですので、今梅雨どき等は、特に湿気を持ちまして、そういうような形でしてくるんだらうと思ひますが、今ここに書いてありますように、B&Gの施設修繕補助金が決めたといようなことでございますので、これは全額、こちらのほうでそういうふうな形で出していただけるといようなことだと思ひますが、確認をさせていただきたいと思ひます。

○社会教育課長（中窪 啓二君）

プール改修工事、今回お願いしたのは、建築のほうに設計を立てていただいたんですが、約1,340万円ほど計上しております。そのうち、B&G財団からのプール改修工事に対する補助率につきましては、1,240万、一応これが税抜き価格でございます。これの約65%といふことで、800万程度といふことで決定通知が来ているところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第4「議案第52号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から6月15日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月26日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。
本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時12分

平成27年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

平成27年6月26日

平成27年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成27年6月26日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	町民環境課長	三腰 善行 君
福祉課長	鍛冶屋 勇二 君	介護保険課長	中村 慎一 君
農政課長	上野 俊市 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
企業誘致対策室長	羽有 郁夫 君	建設課長	三浦 広幸 君
消 防 長	若松 良尚 君	教育総務課長	角 茂樹 君
学校教育課長	佐々木 好彦 君	社会教育課長	中窪 啓二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 49 号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
- 第 2 議案第 50 号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 3 議案第 51 号 平成 27 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 議案第 52 号 平成 27 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 議案第 53 号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 6 発委第 2 号 さつま町議会会議規則の一部改正について
- 第 7 報告第 4 号 平成 26 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 8 報告第 5 号 平成 27 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 9 報告第 6 号 平成 27 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 10 議員派遣の件
- 第 11 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成27年第2回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第49号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第2「議案第50号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第3「議案第51号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」、日程第4「議案第52号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議案第49号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」から日程第4「議案第52号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案4件を一括して議題とします。これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長に審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

総務厚生常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第50号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、「議案第51号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分、「議案第52号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、以上の議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第50号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本町においても同様の基準を設けるものであります。改正の内容は、条例で規定する小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び事業所内保育事業所において、保健師または看護師を1人に限って保育士とみなすことができる配置要件の特例に、准看護師を追加するものであります。近年、医療機関における看護師不足が問題となっていることから、対象となる保育事業所の職員の配置要件について対象を准看護師まで範囲を広げるものであります。本町には事業所内保育事業所が1施設あるが、既に保育士により運営が行われているため、今回の条例改正による影響はないとの説明であります。

次に、「議案第51号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項、総務管理費、情報システム管理費には、基幹系システムの更新に係るデータ

移行・連携等業務委託費として1,900万円が計上されています。来年度、基幹系システムの導入業者を、現在の行政システム九州株式会社から鹿児島県町村会に変更することから、システム更新に伴うデータの移行業務について委託を行うものであります。基幹系システムの更新時期は、当初、平成28年10月を計画していましたが、鹿児島県町村会より、平成28年3月22日から運用を開始したいとの提案があり、協議した結果、関係各課の同意も得られたことから、当初計画より半年間早めて運用を開始するとの説明であります。

質疑の中で、データの移行作業を業者委託するに当たり、個人情報漏えいの危険性について問題はないかたまたましたところ、基幹系システムの更新業務は、ことし10月から始まるマイナンバー制度の導入など新たな問題もあり、準備作業と同時に進めていく必要がある。作業に当たっては、町村会と協議しながら、万全な情報セキュリティ対策を研究しながら対応したいとのことあります。

次に、2款1項、総務管理費、行政連絡事務費には、町頭公民会の無線放送施設整備に係る補助金として178万2,000円が計上されています。

質疑の中で、公民会の無線放送の整備率と未整備の公民会数についてたまたましたところ、平成27年度末の予定では、無線放送の整備率は約84%、町内の全134公民会中20公民会が未整備である。未整備の理由としては、住宅が密集している地域や公民会の範囲が広過ぎる地域、あわせて戸数が少ない地域など、地理的、規模的な要因が大きいとの説明であります。

この答弁を受けて、委員からは、町の防災行政無線と接続する公民会放送は、災害時の緊急情報や避難情報等の重要な伝達手段であることから、全ての公民会においてデジタル方式に対応した無線放送設備の整備について、公民会への指導や助成制度も検討していくべきとの意見が出されました。

次に、9款1項、消防費、消防施設費には、消防団防火衣の備品購入費として100万円が計上されています。消防団の防火衣については、10年間の年次計画により毎年更新しており、本年度は防火衣24着を整備する予定である。消防団防火衣の基準保有数は112着であるが43着が不足していることから、不足分は来年度以降に整備する予定であるとの説明であります。

消防団の防火衣の中には劣化が進み使えないものも多いとの説明を受けて、団員の生命にかかわる装備品については早急に各分団の状況を調査し、必要な予算措置を講じられるよう要請いたしました。

次に、歳入の19款1項、前年度繰越金は、今回の補正において、特定財源の合計額から歳出補正額に不足する額2,743万8,000円を充当するものであります。平成26年度決算見込み額による実質収支額は12億8,200万4,000円となり、財政調整基金へ6億5,000万円を積み立てした後、繰越金の留保額は6億3,200万4,000円を見込んでいるとの説明であります。

質疑の中で、一般会計の平成26年度の実質収支が12億円を超えた要因についてたまたましたところ、平成27年3月の時点では、実質収支比率10%以内となる8億円程度の繰り越しで調整していたが、最終の決算段階で、歳入では町民法人税が前年比2億3,000万円程度増加し、歳出では2億円程度の執行残があったことから、想定より4億円程度増加する結果となった。これにより、平成26年度の実質収支比率は14.3%程度を見込むとの説明であります。

この答弁を受けて、将来に備えて財政調整基金を積み立てることは重要であるが、地域の現状や行政需要を把握し、町の活性化につながるような予算執行、財政運営に取り組まれるよう強く要請いたしました。

次に、「議案第52号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」に

ついてであります。

歳出の2款1項、保険給付費、介護サービス給付費については、低所得者の保険料を軽減するために、65歳以上の第1号被保険者保険料819万2,000円を特定財源から一般会計繰入金に組み替えるものであります。

次に、5款1項、償還金、前年度介護給付費負担金償還金には、国庫負担金、2号被保険者の基金負担金、県負担金等を含めた3,028万7,000円を精算返納するものであります。

歳入には、一般会計からの繰入金、前年度の繰越金が計上されており、補正後の予算総額を32億5,938万7,000円とするものであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの総務厚生常任委員長の報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○文教経済常任委員長（森山 大議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査を踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第49号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」及び「議案第51号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分の議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第49号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」であります。

主な改正は、薩摩柔剣道場の用途を廃止することに伴い、関係する条例の一部を改正しようとする内容であります。

質疑の中で、行政財産を廃止し、普通財産とした場合の活用方法についてただしましたところ、物品等を保管できる施設が少ないことから、普通財産への移行後も当分の間は解体撤去せずに、引き続き物品等の保管場所として活用していきたいとのことであります。

なお、用途廃止後の利用については、薩摩B&G海洋センター2階に武道館があることから、利用者への影響はないとのことであります。

次は、「議案第51号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分についてであります。

まず、6款1項、農業費の関係であります。

5目、農産園芸振興費の活動火山周辺地域防災営農対策事業費については、当初予算編成の時点では実施計画の承認がなく、4月に入ってから事業実施の内示があったことから、今回予算が計上されたものです。内訳は、3事業者から4機の乗用型摘採機能つき降灰除去機の導入申請に基づき補助を行うもので、1機当たり940万円程度になるとの説明であります。

質疑の中で、これまでの導入実績についてただしましたところ、町内の茶工場は20カ所あるが、除灰つきの機械導入は今回が初めてである。これまでは工場内に洗浄機、脱水機といった摘

採後の装置はあったが、今回の機械は2年前に国、県のほうから摘採型でブラシのついた機械の導入が採択されたことから事業確定となったとのことであります。

次に、8目、有害鳥獣対策費の有害鳥獣対策事業費については、当初予算では、鳥獣被害防止等対策協議会を事業実施主体として予算計上したが、多額の現金を扱うことや振り込み手数料が発生することから、県と協議した結果、5月に入ってから緊急捕獲対策事業に係る事業実施主体は自治体でもよいとの回答を受けて、町単独の捕獲事業と同様に、捕獲に係る報償費については直接捕獲者に支払えるよう予算を組み替えるものであるとの説明であります。

質疑の中で、駆除された鹿のほとんどは廃棄処分となっているが、他県では食材として活用する動きもあることから、年間二千数百頭のイノシシ、鹿が捕獲されている中で捕獲後の有効活用についてただしましたところ、ジビエ料理として活用する方向で、県内では阿久根市、伊佐市、屋久島町に加工施設がある。本町も通年での捕獲となり捕獲頭数も増えてきていることから、今後、加工食品、料理の処理施設の検討も行う必要があるが、現時点では具体的な検討は進んでいないとのことであります。

次は、2項、林業費についてであります。

2目、林業振興費の森林整備・林業木材産業活性化推進事業費には、高性能林業機械導入補助1,500万円及び未利用間伐材等活用機材導入補助664万円が計上されています。

質疑の中で、これまでに導入した機械の数と高性能林業機械の内容についてただしましたところ、平成26年度は北薩森林組合が2台、平成25年度は株式会社はなぶさと正徳林業がそれぞれ1台導入している。また、高性能林業機械は2種類以上の作業機能を有する作業用機械であり、今回は株式会社はなぶさが1台導入を予定しているとのことであります。

次は、7款1項、商工費についてであります。

2目、商工振興費の旅館業等施設整備事業補助100万円は、事業を実施する旅館が今回5カ所のくみ取り式トイレを水洗トイレに改修するもので、水洗用便器及び合併処理浄化槽の設置など改修工事に伴う助成であるとの説明であります。

次に、5目、開発振興費の委託料130万円は、総務省の移住ナビサイトでの公開及び各種の移住セミナー等に活用するもので、マルチコプターを利用しての空中からの撮影を含めた3分ものの動画を制作するものであるとの説明であります。

次は、8款4項、都市計画費についてであります。

2目、公園費の委託料800万円は、北薩広域公園内のかぐや姫グラウンド及びちくりん公園の町管理部分、並びに宮之城運動公園の2公園の施設の計画書を策定するもので、社会資本整備総合交付金事業の実施に当たっては原則として公園施設長寿命化計画の策定が前提になるとの説明であります。

また、工事請負費の3,500万円は、園路整備の全体計画約700メートルのうち、延長488メートル、幅員5メートルの整備を行うもので、全体事業としては、公園内の基幹園路の整備、駐車場整備、かぐや姫グラウンド周回道路の拡幅工事、遊具、東屋等施設改修などで概算事業費3億2,500万円を予定しているとの説明であります。

質疑の中で、計画策定業務委託料には宮之城運動公園の遊具施設も含まれるのかただしましたところ、調査の中身は遊具も含めて総合的に予備調査を行い、園内の舗装、側溝の健全度調査を行いながら、既存施設を維持するための修繕計画を策定するものである。

なお、都市計画で決定している公園11カ所のうち3カ所は維持保全管理を必要とする施設のない公園のため対象外とし、残り8カ所については予算措置ができ次第随時計画を策定することであります。

次は、10款1項、教育総務費についてであります。

2目、事務局費の人権教育総合推進地域事業費106万2,000円は県教育委員会からの委託を受けたもので、4月9日に決定通知があったことから、人権啓発フェスティバルの講師謝金を初め、人権教育に係る研修会、視聴覚機器の購入等を計上したとの説明であります。

質疑の中で、視聴覚機器の購入内容についてただしましたところ、各学校で人権教育の研修を計画しているが、小学校、中学校及び薩摩中央高校までのそれぞれの発達段階に応じた人権啓発用DVDの購入を計画しているとのことであります。

次に、2項、小学校費、1目、学校管理費の小学校再編準備事業費290万円は、柏原小学校の図工室増設に伴い、校舎から図工室までの通路と隣接する体育館の連絡通路との段差を解消するための施設整備に要する経費であります。

質疑の中で、平成28年度の再編に向けて、今後必要となる準備経費等についてただしましたところ、柏原小学校では特別支援学級の増設、駐車場及び通学路の整備のほか、備品等の移転に要する経費や再編後の通学バスに要する経費等について検討中である。特に通学バスについては、保護者から帰りの便は低学年と高学年を分けてもらいたいとの要望もあり、学童保育とも関連があることから、方針が決定した時点で報告したいとのことであります。

次は、10款6項、保健体育費についてであります。

2目、保健体育施設費の薩摩B&Gプール・体育館改修工事1,460万円は、B&G海洋センタープールの上屋鉄骨とプール槽の改修工事及びトイレの洋式化への改修工事であります。プールについては上屋鉄骨とプール槽の塗装剥離に早急な処置が必要であり、また施設内に設置してあるトイレは全て和式であることから、7基のうち5基を洋式化するとの説明であります。

質疑の中で、プールの年間利用者数とトイレを洋式化することで臭気が改善されるものかただしましたところ、利用者数は、25年度が1,217人、26年度が1,327人である。なおについては施設が古いこともあり、トイレだけではなく床からもあることから、更衣室、トイレ等、においの発生しやすい場所では業者に年1回の清掃を委託し、そのほかに年3回程度の芳香剤の交換を行って対応しているとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの文教経済常任委員長の報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。まず、「議案第49号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」及び「議案第50号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の議案2件について一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第49号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」及び「議案第50号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の議案2件は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第51号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」及び「議案第52号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の議案2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第51号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」及び「議案第52号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の議案2件は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第5「議案第53号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第5「議案第53号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第53号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」は原案のとおり可決されました。

△日程第6「発委第2号 さつま町議会会議規則の一部改正について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第6「発委第2号 さつま町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○議会運営委員長（川口 憲男議員）

ただいま議題となっています「発委第2号 さつま町議会会議規則の一部改正について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

現在の会議規則では、出産に伴う議会の欠席届についても事故の取り扱いとなっていることから、昨今の社会情勢などを勘案し、会議規則の第2条欠席の届け出に、議員が出産のため出席できないときは日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる旨の規定を第2項として追加するものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、「発委第2号 さつま町議会会議規則の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第2号 さつま町議会会議規則の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

△日程第7「報告第4号 平成26年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第8「報告第5号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」、日程第9「報告第6号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第7「報告第4号 平成26年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第8「報告第5号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」及び日程第9「報告第6号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」の報告3件を議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで、報告を終わります。

△日程第10「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第10「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第11「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第11「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成27年第2回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前10時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 上久保 澄 雄

さつま町議会議員 柏 木 幸 平

